



三鷹市

保育園等入園案内

令和4（2022）年度

R3.9.27

令和4年4月入園（1次募集）の
申請方法は郵送のみとなります

受付期間 令和3年10月1日～

令和3年10月29日（必着）

令和4年度の保育所等入所申請について		
入園希望月	申請方法	受付期間
令和4年4月入園（1次募集）	郵送のみ	令和3年10月1日（金）～ 10月29日（金）【必着】
令和4年4月入園（2次募集）	郵送 もしくは 子ども育成課窓口へ直接提出	令和4年1月11日（火）～ 2月10日（木）【必着】
令和4年5月入園～ 令和5年3月入園	郵送 もしくは 子ども育成課窓口へ直接提出	入園希望月の前月10日【必着】

〒181-8555 東京都三鷹市野崎1-1-1
市役所本庁舎4階45番窓口
三鷹市子ども政策部子ども育成課
電話 0422-45-1151（内線2732～2737）

保育園等入園案内 ～目次～

保育の必要性の認定について	3
---------------------	---

1 認可施設の申し込みについて

前年度との主な変更点	5
1-1 入所選考について	6
1-2-1 4月入所申し込みのながれ	7
1-2-2 毎月の入所申し込みのながれ（5月～翌年3月）	9
1-3 転園の申し込み	10
1-4 市外への申し込み・市外からの申し込み	10
1-5 ケアプラス保育の申し込み	11
1-6 幼稚園型認定こども園（保育認定枠）の申し込み	12
1-7-1 入園・転園申し込みに必要な書類	13
1-7-2 入所決定後、追加書類の提出が必要な場合	14
1-8 その他申し込みに関わる注意事項 （育児休業、多胎児、本園・分園、家庭状況変更、短時間専用施設、点数開示）	15
1-9-1 申し込み後のお手続き （希望園変更、申し込みの取り下げ、内定辞退）	16
1-9-2 申し込み中に家庭の状況が変わった場合	17
1-10 入所選考（利用調整）会議の基準について	19
1-11 合計点数が同点の場合	22

2 在園中のかたへ

2-1 入所後の注意事項 （退所、転出後の継続通園、休園、家庭状況確認、移行、きょうだいの育児休業）	25
2-2 在園中に家庭の状況が変わった場合	27
2-3-1 利用者負担額（保育料）	28
2-3-2 利用者負担額（保育料）以外の費用について	28
2-3-3 利用者負担額（保育料）の減免制度	30

3 保育施設・サービスの紹介

新規開設園・増設・閉園のお知らせ36

3-1 認可施設の種類37

《 三鷹市 認可保育所等一覧 》39~42

3-2 認可外施設や補助金等サービス

・東京都認証保育所43

・企業主導型保育施設44

・その他の認可外保育施設44

・幼児教育・保育無償化について45

・認可外保育施設利用助成金について45

・ベビーシッター利用支援事業について45

・三鷹市子ども家庭支援センター等の一時預かり事業46

・市内一時預かり施設の紹介47

・市内親子ひろばの紹介48

■関係書式（所定様式）50~

※必要に応じてコピーをして使用してください。

保育の必要性の認定について

認可施設の利用や、各種補助金の申請を希望する方に対し、市は「保育の必要性」を確認しています。
認可施設を利用するためには「子どものための教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

1. 認定の区分

認定区分は下表の3つであり、保育施設を利用できるのは2・3号認定となります。

認定区分	対象となる子ども	利用可能施設
1号認定	3～5歳の就学前の子ども	認定こども園（教育時間枠） 幼稚園
2号認定	3～5歳で、保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども	認定こども園（保育時間枠） 保育所
3号認定	0～2歳で、保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども	認定こども園（保育時間枠） 保育所 地域型保育施設

※「保育の必要性の認定」は、保育施設の利用可否や送迎時間を決定するものではなく、保育の必要性の有無及び必要量を認定するものです。

2. 保育を必要とする事由

2・3号認定を受ける方は、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが要件となります。

- 就労（フルタイム、パート、夜間、居宅内の労働など、すべての就労）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障がい
- 同居または長期入院している親族の介護・看護
- 災害復旧にあたっている場合
- 求職活動（起業準備を含む）（2か月間）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、すでに保育利用中の子どもがいて継続利用が必要と認められる場合
- その他、上記に類する状態として市が認める場合

3. 保育の必要量

2・3号認定については、保護者の就労状況などに応じ、保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）を決定します。

保育標準時間	1日最大11時間の中で、必要となる時間利用可能（就労の場合、おおむね6時間以上/日）
保育短時間	1日最大8時間の中で、必要となる時間利用可能（就労の場合、おおむね6時間未満/日）

※保護者の就労時間の下限は、三鷹市では、『12日/月、4時間/日』以上としています。

※施設ごとに「保育短時間」の利用可能な時間帯が決められており、その時間帯を超えて利用する場合は、延長保育料がかかります。

4. 認定の手続き

① 認可施設の入所を希望される方

「保育施設の利用」申請が、認定の申請を兼ねているので、別途手続きを行う必要はありません。

② 認定証の発行のみを希望される方

- 【提出書類】① 保育所等入所（転所）申込書兼三鷹市子どものための教育・保育給付認定申請書
② 添付書類（保育の必要性が確認できる書類 P13 参照） 父母（保護者）分

5. 認定証の交付

- ① 保護者からの申請を受けた後、市は「認定証」を発行します。
- ② 「認定証」は保育を必要とする事由ごとにその有効期間が定められています。
- ③ 「認定証」は、4月入所分については、審査事務を12月～2月に集中して行うことから、3月下旬頃までに発送します。

1

認可施設の 申し込みについて

認可保育所等へのお申し込みのながれや、必要書類、
選考方法などについてご説明いたします。

前年度との主な変更点

1 郵送物の〆切について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、昨年度と同様に 1 次募集については郵送のみで受付を行います。なお、〆切について、昨年度は消印有効としていましたが、今年度は必着となります。
また、郵送された書類（申請書、追加書類、希望園変更届等）について、電話での到着確認のお問い合わせには応じておりません。確認が必要な場合は簡易書留等での送付をお願いします。

《注意事項》

- 提出期限を過ぎた場合、1 次募集入園選考（利用調整）には反映できませんので、ご注意ください。
- 申込受付後、職員が電話等により申込内容の確認等を行うことがあります。
- 受付後に市から、受付番号を記載した「三鷹市保育園入所申し込み提出書類添付票（保護者控え）」を発送します。お問合せの際には、受付番号をお伝えください。

2 申請書類について

令和 4 年度 4 月 1 日入所申込から不要となったもの

1. 『保育士等勤務（予定）証明書』と保育士証、幼稚園教諭免許状の写し
2. 『介護職勤務（予定）証明書』と介護福祉士登録証等の写し

上記の 2 点が今年度より不要となりました。代わって、『採用・在職・内職証明書』（P53）に保育士や介護職として勤務している旨の記入を、事業所の方に依頼して下さい。

事業所の方に 13 番もしくは 14 番の欄への記載の依頼をしてください。

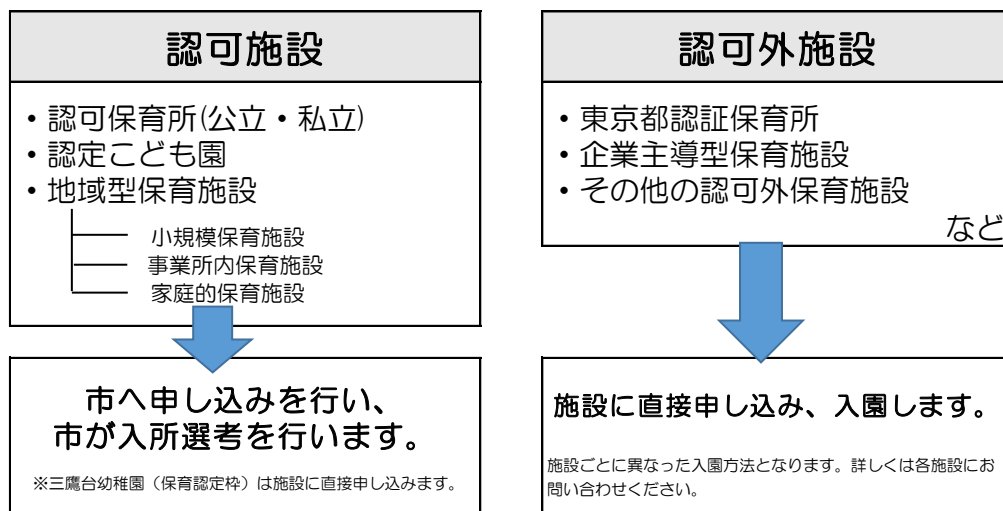
⇒『採用・在職・内職証明書』P53

③ 職場復帰日	☐ 産休、育休最終日の翌日 ☐ その他（ 年 月 日予定）	
④ 育休中に認可保育園に入園した場合、入園月の翌月 1 日までに育休休業を継続して職場復帰をすることが		
13 保育士等としての勤務実態	資格・免許取得状況 (取得予定含む)	① ☐ 保育士資格 ☐ 幼稚園教諭免許 ② ☐ 取得済み ☐ 取得予定【 年 月 日
	施設等種別	☐ 保育所 ☐ 認可幼稚園 ☐ 認定こども園 ☐ その他（
14 介護職としての勤務実態	資格・免許取得状況 (取得予定含む)	① ☐ 介護福祉士 ☐ 介護職員初任者研修修了者 ☐ 介護職員 ② ☐ 取得済み ☐ 取得予定【 年 月 日
	勤務状況	☐ 介護職として介護に従事 ☐ その他（
例 1) 上記基準期間中、〇年〇月に見込（基本給●●円ー●●円） 例 2) 日数超過制度取得のため、週 3 日勤務 例 3) 当社の社印・代表印		
15 備考欄		

○保育施設の種類について

保育施設には、認可施設と認可外施設があります。施設によって申し込み方法等が異なります。

⇒「3 保育施設・サービスの紹介」



○入所選考とは

認可施設は定員数が、施設ごと、クラス年齢ごとに定められています。（クラス年齢とは、対象児童の申し込み時点の満年齢ではなく、入所を希望する年度の4月1日時点の年齢です。）定員に空きがない場合や定員より入所希望者が多い場合は、すぐに入所できないことがあります。

入所を希望する児童数が入所募集児童数を上回るときは、選考会議（三鷹市保育所入所選考基準による選考）を行い、入所者を決定します。

○選考方法

選考会議開催月の初日及び入園日時点における保護者の状況を基準として入所者を選考します。

三鷹市保育所入所選考基準により選考点数を定め、当該保育所を希望している方の中より選考点数の高い方から順次入所者を決定します。 ⇒「1-10 入所選考（利用調整）会議の基準について」

○申請対象者

原則、以下の要件を満たす方が認可施設に申し込みが可能です。

・住民登録が三鷹市にある方

申し込みができる方は原則、申し込み時から入園月の初日の時点で三鷹市民である方（住民登録が三鷹市にある方）です。（入園月の前月末日までに三鷹市に転入予定のある方を含みます。）

申し込み後、入所までの間に三鷹市外へ転出される方は、原則、選考対象外となり、内定取り消しとなります。 ⇒**例外**：「1-4 市外への申し込み・市外からの申し込み」

・お子様の年齢要件を満たしている方

保育所等の受け入れが可能な年齢は生後57日目から小学校就学前までとなります。

*出産予定の方の申し込みについて（4月入所）

保育所等の0歳児の受け入れは生後57日目からのため、令和4年2月3日（木）までに出生されたお子様が令和4年4月1日入園の対象児童となります。

令和4年4月1日入園の申込ができる方は、出産予定日が2月17日（木）頃までの方とします。

出産日が2月4日（金）以降となった場合は、4月入所の選考対象外となります。

・保育の必要性が確認できる方

認可施設で保育を利用するには「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

⇒「保育の必要性の認定について」P3

4月1日の入所は、1次募集と2次募集があります。毎月1日の入所と取扱いが異なりますのでご注意ください。

1 次募集

① 申し込み

受付期間

令和3年10月1日（金）～10月29日（金）必着

受付方法

郵送のみ ※ 窓口では受け付けません。

提出先

三鷹市子ども育成課

P70の宛名用紙をご活用ください。

提出書類

「**1-7-1** 入園・転園申し込みに必要な書類」参照

募集人数

10月1日（金）子ども育成課窓口・三鷹市HPにて公表予定
※10月1日以降の更新はありません。

例年、書類の提出が間に合わず、選考対象外となる方がいます。
×切に余裕を持ってご提出ください。

- ※ 申込者数は11月下旬に集計ができ次第、子ども育成課窓口・三鷹市HPにて公表します。
- ※ 1次申し込み受付期間中に集計発表は行いません。
- ※ 5歳児の選考と内定発表は2次募集の選考の際に行いますが、5歳児を含む兄弟姉妹同時申し込みの方は、点数が調整される可能性がありますので、5歳児のお子様分も1次募集からお申し込みください。
- ※ 2月17日頃までに出産予定の方も申し込みができます。（詳細はP6）
- ※ 必要に応じて職員が家庭の状況等、保育の必要性についておたずねすることがあります。
- ※ 受付後、職員が職場や家庭に電話等にて書類内容の確認等を行うことがあります。

② 到着確認・不足書類の確認

書類到着後、市から「三鷹市保育園入所申し込み提出書類添付票（保護者控え）」を発送します。
不足書類の有無を確認し、不足書類がある場合は下記提出期限までにご提出ください。
提出がない場合は入所選考にて不利になる、または選考対象外になる場合があります。

〈不足・追加書類受付〉※①で書類の提出をしている方のみ対象

不足・追加書類や希望園の変更がある方は、下記期限までに書類の提出をお願いします。

提出方法 郵送、または子ども育成課窓口へ直接提出

提出期限 令和3年11月12日（金）必着

※ 提出期限を過ぎた場合は、1次募集入所選考（利用調整）会議には反映できません。

1次募集入所選考（利用調整）会議（12月下旬～1月上旬）

募集人数（空き）に応じて事前に提出された書類に基づき、三鷹市保育所入所選考基準により選考を行います。選考基準については、本書のP19～22をご覧ください。

※事実と違う内容で申請をした場合には、入園を取り消すことがあります。

1次募集内定発表（内定の有無に関わらず通知）

令和4年1月下旬郵送予定

〈内定している場合〉 内定通知書

〈内定していない場合〉 2次募集のお知らせ

※ お電話での問い合わせは受け付けておりません。

●1次募集で内定が出た場合

1次募集で内定した園よりも入所希望の高い保育園に、2次募集で募集が出た際、**1次の内定を保持しつつ、2次募集の選考対象となることはできません。**

2次募集で、再度選考を希望する場合には、「内定辞退届」（所定様式P64）を令和4年2月10日（木）までに提出する必要があります。

2 次 募 集

※ 1 次 募 集 で 申 し 込 み 済 み の 方 は、改 め て 申 し 込 む 必 要 は あ り ま せ ん。

① 申 し 込 み

受付期間

令和4年1月11日（火）～2月10日（木）必着

受付方法

郵送、または子ども育成課窓口へ直接提出

※夜間休日窓口・市政窓口では受け付けできません。

募集人数

1月下旬に子ども育成課窓口・三鷹市 HP にて公表予定

※2次募集については、公表後に募集人数が追加されることがあります。
最新の募集人数は子ども育成課窓口（電話）で確認してください。

② 到 着 確 認 ・ 不 足 書 類 の 確 認 （ 1 次 募 集 と 同 様 ）

不足書類の提出〆切日は個別にお知らせします。

《希望園変更受付期間》

受付期間

令和4年1月24日（月）～2月10日（木）必着

提出書類

保育所等入所申込変更届(所定様式 P63)

受付方法

郵送、または子ども育成課窓口へ直接提出

※夜間休日窓口・市政窓口では受け付けできません。

2 次 募 集 入 所 選 考 （ 利 用 調 整 ） 会 議 （ 1 次 募 集 と 同 様 ）

2 次 募 集 内 定 発 表

令和4年3月4日（金）郵送予定（内定者のみ）

※ お電話での問い合わせは受け付けておりません。

※ 急な欠員が出た場合、3月4日以降も追加で内定を出すことがあります。
(この場合は、お電話にて内定をお伝えいたします。)

健康診断・観察保育・面接

各保育園等で健康診断、観察保育及び面接を行い、集団保育に支障がないか確認します。

健康診断や面接の結果、集団保育に適さないと判断された場合には、内定が取り消される場合があります。

入所決定

健康診断・観察保育・面接終了後、集団保育に支障がないと認められれば、三鷹市が期間を定めて入所を承諾し、保護者に通知します。保育時間等の調整を園と行ったうえで入所となります。

なお、入所後おおむね1週間は、保育園等に慣れるための「慣れ保育」を行う場合があります。ご協力をお願いします。

内定に至らなかった方（不承諾通知書の発送について）

1 次 募 集 ・ 2 次 募 集 で 内 定 に 至 ら な っ た 方 に は、「保育所等入所（転所）不承諾通知書」を3月下旬に送付します。入所希望月是不承諾通知書の裏面に記載しています。

なお、保育所入所申請は年度内（令和5年3月まで）有効となります。申込者名簿に登録され、記載した希望園に欠員が生じる度に自動的に選考の対象となります。申請後、年度内の入所の意思が無くなった場合は、申し込みの取り下げ手続きを行ってください。

また、5月1日選考以降で不承諾通知書が必要な場合は、子ども育成課あてに電話でお申し出ください。ただし、5月以降に内定した場合、内定した入所月以降の不承諾通知書は発行できません。

入園は毎月1日付のみで、月途中の入園はありません。

申し込み

- 受付期間** 郵送の場合：前月申し込み期限翌日から入所希望月の前月の10日（必着）
直接提出の場合：前月申し込み期限翌日から入所希望月の前月の10日
（10日が閉庁日にあたる場合は、次の開庁日）
- 受付方法** 郵送、または子ども育成課窓口へ直接提出 ※夜間休日窓口・市政窓口では受け付けできません。
- 提出書類** 「1-7-1 入園・転園申し込みに必要な書類」参照
- 募集人数** 入所希望月の前月1日に子ども育成課窓口・三鷹市HPにて公表予定

※ 必要に応じて職員が家庭の状況等、保育の必要性についておたずねすることがあります。

※ 受付後、職員が職場や家庭に電話等にて書類内容の確認等を行うことがあります。

選考（利用調整）会議（毎月17日頃）

募集人数（空き）に応じて事前に提出された書類に基づき、三鷹市保育所入所選考基準により選考を行います。選考基準については、本書のP19～22をご覧ください。

選考は、クラス年齢ごと、保育園等ごとに行います。（クラス年齢とは、対象児童の申込み時点の満年齢ではなく、入園を希望する年度の4月1日時点の年齢です。）

入所内定（毎月20日頃）

入園内定者には、子ども育成課と保育園等から内定の電話連絡をします。

健康診断・観察保育・面接

内定した児童には、嘱託医による健康診断及び観察保育、面接を行い、集団保育に支障がないか確認します。

※健康診断や面接の結果、集団保育に適さないと判断された場合には、内定が取り消される場合があります。

入所決定

健康診断・観察保育・面接終了後、集団保育に支障がないと認められれば、三鷹市が期間を定めて入所を承諾し、保護者宛に通知します。

なお、入園後おおむね一週間は、保育園に慣れるための「慣れ保育」を行う場合があります。ご協力をお願いします。

内定に至らなかった方（不承諾通知書の発送について）

内定に至らなかった方には、初回選考時に限り、「保育所等入所（転所）不承諾通知書」を発送いたします。（入所希望月前月末日に郵送で投函しますので、申込者に届くのは翌月1日以降となります。）入所希望月については裏面に記載されております。

なお、保育所入所申請は年度内（令和5年3月まで）有効となります。申込者名簿に登録され、記載した希望園に欠員が生じる度に自動的に選考の対象となります。申請後、年度内の入所の意思が無くなった場合は、申し込みの取り下げ手続きを行って下さい。

また、翌月の選考以降で不承諾通知書が必要な場合は、子ども育成課あてに電話でお申し出ください。ただし、入所希望月の翌月以降に内定した場合、内定した入所月以降の不承諾通知書は発行できません。

新規入園と同じ書類を用意して「転園」申し込みをしてください。提出方法は新規入園と同じです。
 なお、年度途中における転園申し込みでは、家庭の状況に変更がなければ、税関係書類の再提出は不要です。

《ご注意ください！》

転園申し込みをされた方は、転園が内定した時点で、現在入園されている保育園等には別の児童が内定していますので、元の園には戻れません。
 たとえば、友達と別れることになるなどで、お子さんが納得しない、転園先で延長保育が受けられないなどの理由があっても、転園がいったん内定した場合は、内定辞退はできません。
 転園の意思がなくなった場合は、速やかに「保育所等入所申込取下届（所定様式P64）」を提出してください。

認可保育園の申し込みは、原則、居住地の市（区・町・村）役所で行います。

1. 三鷹市民の方が三鷹市外の保育園等に申し込む場合

申請方法 郵送、または子ども育成課窓口へ直接提出（原則、三鷹市へ提出）

提出書類 提出先の自治体にご確認ください。

- ・三鷹市を通さず、直接受付をする自治体もあります。必ず事前に各自治体にご確認ください。
- ・各自治体によって、必要書類、締切日が異なります。申し込みの可否、必要書類、締切日などについて、申し込みをする自治体に事前に確認してください。
- ・申し込み先自治体の締切日の10日前までに、お申し込みください。
 （不足書類などがあると、追加書類の提出が間に合わなくなることがあります。）

2. 三鷹市民以外の方が、三鷹市の保育園等を申し込む場合

申請方法 原則、住民登録をしている自治体へ提出

- 提出書類**
- ① 誓約書（4月入所のみ）
 - ② 入所希望月の前月末日（土・日・祝日にあたる場合は直前の開庁日）までに転居することが確認できる書類（売買契約書・賃貸借契約書の写し等。三鷹市の住所、引き渡し日、入居者、押印があるもの）
 ※4月入所1次募集に限り、申請時に提出できない場合は、令和4年2月10日（木）までに提出。
 - ③ 入園申し込みに必要な書類一式 → 「1-7-1 入園・転園申し込みに必要な書類」
- ・三鷹市へ転入予定がない方は①、②は不要です。
 - ・所定様式は三鷹市のものをお使いください。ただし、提出先の自治体で三鷹市の様式だと受付できない場合は、提出先の様式でも提出可能です。（書類を提出する自治体に確認してください。）
 - ・住民登録をしている自治体を通じての申請となります。なお、申し込み締切日等、日程や必要書類については三鷹市の基準になります。不足書類などが生じると締切日に間に合わなくなることがありますので、ご注意ください。
 - ・三鷹市に転入手続き後は、入所希望月の前月末日（土・日・祝日にあたる場合は直前の開庁日）までに、三鷹市子ども育成課で、保育園入所申請についての転入手続きが必要です。

三鷹市に転入予定がない方及び転入予定があることを書類で確認できない方の取り扱い

0歳～2歳クラス	4月～9月入所は申し込み不可。10月入所から申し込み可。
3歳～5歳クラス	4月入所から申し込み可

*転入予定のない方の選考については、三鷹市民優先となります。
 転入予定のない方の3～5歳児クラスの4月入所は、2次選考から選考対象になります。

（障がい児・医療的ケア児等特別な配慮を必要とするお子様の保育）

- ケアプラス保育の申請は 4 月入園（1 次募集）の提出方法と異なり
窓口受付となります。受付期間については下記をご確認ください。

受付期間

令和 3 年 10 月 25 日（月）～10 月 29 日（金）

申請方法・受付場所

子ども育成課（市役所本庁舎 4 階 45 番窓口）へ直接提出。

※来庁での受付が難しい場合は、お電話でご相談ください。0422-45-1151（内線2740）

ケアプラス 保育の対象	- 保護者の「保育を必要とする事由」（保護者の就労等）がある方 - 障がい児、医療的ケア児等特別な配慮を必要とし、集団生活が可能なお子様 ※障がい児：0 歳児～就学前児童 ※医療的ケア児：1 歳児～就学前児童 ①経管栄養（経鼻・胃ろう）②導尿 ③インスリン注射 の医療的ケアを必要とされる方 ＊入園後は、年度ごとに更新のための確認を行います。
受入園 受入人数	指定園（入園可能な園・クラス）により、若干名 ※入園可能な園・クラスは年度によって異なりますので、子ども育成課に お問い合わせください。
保育時間	障がい児：各園の開所時間（11 時間）の中で必要な時間 医療的ケア児：平日 8 時 30 分から 17 時の中で必要な時間（基本 8 時間まで） ※医療的ケア児は、就労等の状況により 8 時間以上の保育が必要な場合、お子様の心身の状況により、各保育園で個別に保育時間を決定します。なお、お子様にとって心身の負担が大きいと認められた場合は、保育時間が短くなることがあります。 ※障がい児・医療的ケア児ともに、延長保育は実施していません。
保育内容	子どもの発達状況や個性をふまえながら、クラス集団の中で子どもの成長を支援できるように、保育士等を 1 対 1 で配置し、クラス担当との連携のもと、保育を行います。
申込書類	- 入園申し込みに必要な書類一式（P13～14 参照） - 申込児童に関する意見書（診断書）・・・所定様式 1 - 心身状況書・・・所定様式 2 - 愛の手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等（所持者のみ） ※所定様式は子ども育成課、子ども発達支援センターにて配布しております。 また、三鷹市ホームページ（https://www.city.mitaka.lg.jp/）からダウンロードも可能です。
入園会議	【ケアプラス保育の適否の判定について】 入園選考（利用調整）の結果、入園対象（内定）となった場合、子ども発達支援センターでお客様の発達状況の確認、また内定した保育園での観察保育・健康診断を受けていただき、障がい児入園会議（医療的ケア児を含む）において、ケアプラス保育の判定を行い、入園の可否を決定します。

特別な配慮を必要とするお子様の発達・療育に関する相談は
 三鷹市子ども発達支援センター（元気創造プラザ 1 階）で行っています。
 （住所：三鷹市新川 6-37-1 電話：0422-45-1122）

※障がい児・医療的ケア等特別な配慮を必要とするお子様の保育の名称を「ケアプラス保育」としています。

三鷹台幼稚園の保育認定枠については、第1希望の方のみを対象とし、園にて申込みを受け付けます。

■幼稚園型認定こども園とは

幼稚園型認定こども園は、認定こども園の種類のうちのひとつです。認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育の機能を備えて教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育園の良さを併せもっている施設です。

教育時間のみ利用する子（1号認定子ども）も教育時間と保育時間を利用する子（2号認定子ども）も、一緒に教育・保育を受けることができます。

＜保育所との違い＞

- 一般の認可幼稚園と同様に、制服代・教材代など、保育所等にはない費用が生じることがあります。
- 1号認定子どもと2号認定子どもが一緒に過ごす時間に集中して活動を行うため、1日を通して活動時間を配分する保育所とは園児の過ごし方が異なります。

■令和4年4月1日申込概要

募集定員	3歳児クラス20名程度（1号枠との調整により変動あり） ※4,5歳クラスの募集はありません。
受付日時	令和3年11月1日（月）午前8時～午前8時30分 受付後、整理券記載時間に親子面接等を行いますので、遅れないようお越しください。
受付場所	認定こども園 三鷹台幼稚園（井の頭2-13-20）
必要書類	① 「三鷹台幼稚園 保育の必要性申請書」※園にて令和3年10月15日（金）以降に配布 ② 父母の「保育の必要性が確認できる書類」（所定様式・他保育所等の所定様式と同じ） ③ その他入園に必要な書類（園にて令和3年10月15日（金）以降に配布） ※ 他保育所等の申込書類と異なりますのでご注意ください。
選考方法	申込児全員の受け入れが可能な場合 … 即日内定（正式には2号認定を受けた後） 申込児全員の受け入れが困難な場合 … 市で利用調整を行います。（※）

※申込児全員の受け入れが困難な場合

他保育所と同様に、「三鷹市保育所入所選考基準」に基づき利用調整（入所選考会議）を行います。この場合、利用調整にあたり追加で提出いただく書類について、書面にてお知らせします。

なお、三鷹台幼稚園（保育認定枠）の利用調整を行う場合は、他保育所等の希望（第2～第4希望）について追加で提出する期間を設けるため、保育所等の令和4年4月1日入園申込（1次募集）期間には申し込まないでください。（1次募集と三鷹台幼稚園（保育認定枠）の両方に申し込まれた場合は、1次募集の方を無効としますのでご注意ください。）

年度途中の保育認定枠への入園及び1号認定から2号認定への切替について

年度途中であっても、2号認定枠の空き状況によっては、2号認定での入園が可能です。

また、1号認定で入園した場合でも、2号認定枠の空き状況によっては、年度途中に2号認定へ切り替えることが可能です。

いずれの場合にも、事前に園に空き状況等を確認したうえで、入園（認定切替）希望月の前月10日（10日が閉庁日にあたる場合は、次の開庁日）までに、必要書類を揃え、園または市役所本庁舎4階44番窓口までご提出ください。

＜その他注意事項等＞

- 土曜保育はありません。（休園日：土日祝日・年末年始）
- 延長保育は実施していません。（18：30完全退室）

- ・所定様式は令和4年度の書式をご利用ください。他年度の書式では原則受付できません。
- ・虚偽の内容で申し込みをした場合は、内定・入所を取り消します。

1 保育所等入所（転所）申込書 兼 三鷹市子どものための教育・保育給付認定申請書（所定様式）

2 児童状況書（所定様式）

申し込み時点で、申請児が出生前の場合は、出産後にご提出ください。

3 入園・転園に関する確認票（所定様式）

4 マイナンバー関係書類貼付台紙（郵送で提出する場合のみ）

窓口へ直接提出する場合、写しを添付する必要はありません。

マイナンバー確認書類（個人番号カード・通知カード等）と、窓口にお越しになる方の本人確認書類をお持ちください。

5 三鷹市保育園入所申し込み提出書類添付票（所定書式）

6 前年度分の住民税を証明する書類（令和3年1月1日時点で住民票が三鷹市外にある方のみ【父・母それぞれ必要】）

令和3年1月1日現在の状況	提出書類
住所地が三鷹市の方	三鷹市の住民税情報で確認しますので必要ありません ※1
住所地が三鷹市以外の方	令和3年度住民税課税（非課税）証明書 ※1、2、3 →令和3年1月1日時点においてお住まいだった自治体で交付されます。

※1 2020年中（令和2年1月～令和2年12月）に海外で収入があった方は、2020年中の収入がわかる書類を提出してください。（例：給与明細）

※2 課税（非課税）証明書は①合計所得金額、②所得控除額、③区市町村民税所得割額、④区市町村民税均等割額が記載されているもの

※3 納税証明書等の指定以外の書類では受付ができません。

7 保育の必要性が確認できる書類 提出がないと選考対象外、もしくは選考上不利になる場合があります。

申込児童の父・母と65歳未満の同居祖父母の書類が必要となります。

就労先などが発行する証明書の有効期限は、発行日から3か月以内です。

父母の状況										提出する書類	掲載ページ
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
外勤 【注1】	自営業 【注2】	就職内定	求職中	出産	疾病	障害	介護・看護	就学	不存在		
○		○	※							採用・在職・内職証明書（所定様式）	P.53
	○		※							就労状況申告書（所定様式）	P.55
	○		※				○	○		スケジュール表（所定様式）	P.57
	○		※							自営業を営んでいることが客観的に分かる書類 （登記簿謄本・開業届・営業許可証の写し等）	
		※								就労開始証明書（所定様式） 就労後6か月分の給与明細の写し	P.61
			○							ハローワーク受付票の写し（ハローワークで発行）	
				○						母子手帳の写し （表紙及び出産（分娩）予定日の記載があるページ）	
					○					診断書（3か月以内に発行されたもの） （保育にあてられない状況と通院頻度が明記されているもの）	
						○				身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し	
							○			介護・看護状況申告書（所定様式）	P.59
							○			介護、看護を必要とする状況がわかる書類 （被介護者・被看護者の診断書（最近3ヶ月以内に発行されたもの）・身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳等の写し）	
								○		在学証明書	
									○	ひとり親であることがわかる書類 （戸籍の写し・離婚の受理証明書・児童育成手当受給者証明書等の写し）	

『※』は就労開始後、提出が必要な書類です。

【注1】会社等に雇用されている方（在宅勤務を含む、産前産後休暇・育児休業中の方を含む）

【注2】本人・三親等以内の親族が代表者の法人組織等で勤務している方を含む、育児に伴う休業中の方含む

8 その他優先等に関わる書類

⇒「1-10 入所選考（利用調整）会議の基準について」
「1-11 合計点数が同点の場合」

家庭の状況	書類提出時の注意点
申込みをする児童が 認可外保育園、幼稚園等を利用している方 ◎対象の施設はP21の（注1）をご確認ください。	以下の書類を提出してください。 ①「児童在籍証明書」（所定様式P60） または ①施設との契約書（預けている日数、時間と金額がわかるもの） ②保育料を支払っていることが証明できるもの （施設名と金額の明記があるもの・請求書不可）
保育士資格または幼稚園教諭免許をお持ちで、 対象の施設にて幼児教育・保育に従事している方 ◎対象の施設はP22の（※1）をご確認ください。	「採用・在職・内職証明書」（所定様式P53）の 『13 保育士等としての勤務実態』欄への記入を勤務先に依頼してください。
介護福祉士等の資格をお持ちで、 介護職として三鷹市内の高齢者介護施設で勤務している方 ◎該当資格の詳細はP22の（※3）をご確認ください。 ◎対象の施設はP22の（※4）をご確認ください。	「採用・在職・内職証明書」（所定様式P53）の 『14 介護職としての勤務実態』欄への記入を勤務先に依頼してください。
65歳未満の祖父母が同居（※）している方	7「保育の必要性が確認できる書類」を提出してください。
申請児童の里親の方	申請の際に子ども育成課へご連絡下さい。
申請児童の出産予定中の方（4月入所のみ）	「誓約書」（所定様式P68）を提出してください。

※同居祖父母の取り扱い

- ・保育園の入所選考では、住民票上の世帯分離をしている場合でも、父母本人と祖父母の住所が同じであれば、「同居」とみなします。祖父母と「同居」の場合、65歳未満の祖父母は 上記7「保育の必要性が確認できる書類」の提出がなければP21 調整点数表2-8により減点されます。
- ・同一住所でも以下①②の両方を満たしている場合は、「別居」として取り扱いが可能です。
 - ①光熱水費（ガス・水道・電気）について祖父母・父母世帯で別に契約していること。
 - ②玄関が別で2つの世帯の行き来が居宅内ではできないこと。
（鍵の有り無しに関わらず、扉がある場合は行き来できるものとします。）
光熱水費等の領収書（祖父母名義と父母名義のもの）と平面図の提出を依頼することがあります。

1-7-2

入所決定後、追加書類の提出が必要な場合

申請時の状況により、就労の開始や追加書類の提出が入園の条件となる場合があります。また、保育を必要とする理由によって、保育の実施期間が**短期間**となる場合があります。

下記条件を満たせない場合や書類の提出がない場合、内定の取り消しや退園となる場合がありますのでご注意ください。

申請時の状況	提出書類	提出期限	留意事項
育児休業中※	「復職証明書」（P62）	入園後1か月以内に 休業前と同じ条件で復職し、 復職後10日以内に提出	1か月以内に復職できない場合は、 内定が取り消されるか、入園した場合でも 入園した月の末日付で退園となります。
求職中	外勤を開始 「採用・在職・内職証明書」（P53） 自営業を開始 ①「就労状況申告書」（P55） ②「スケジュール表」（P57） ③「自営業を営んでいることが客観的にわかる書類」	入園後2か月以内に 月12日、1日4時間以上の就労を開始し、 就労開始後10日以内に提出	求職を理由に入園した場合、 保育の実施期間は2か月間です。 2か月以内に就労を開始できない場合は、 入園した翌月の末日付で退園となります。
就職内定	「就労開始証明書」（P61）	入園した月の10日までに提出	提出がない場合には、 入園申込自体が虚偽の申請に基づくものとして、 入園した月の末日付で退園となります。
母親の出産のみ （産休を除く）	7 保育の必要性が確認できる書類	出産月の2か月後の末日までに提出	出産を理由とする保育の実施期間は、 出産予定月の前後2か月（計5か月間）です。 期間満了後も保育園を希望する場合は、 左記書類を提出してください。
傷病・介護 および災害	7 保育の必要性が確認できる書類	その理由の消滅した月の末日までに提出	傷病・介護および災害を理由とする保育の実施期間は、 その理由の消滅した月の末日までです。 期間満了後も保育園を希望する場合は、 左記書類を提出してください。

※育児休業中の方はP.15の〈育児休業の取り扱い〉を必ずご確認ください。

1. 育児休業の取り扱い

〈入所条件〉

育児休業を取得している場合は、休業前と同じ勤務条件（就労規則上の通常勤務日数・時間）で入所した月の翌月1日までに復職することが入所の条件です。自営業の方で育児に伴う休業を取得している場合も、休業前と同じ条件（日数・時間）での復職が必要です。

◎提出書類・提出期限

「復職証明書（所定様式 P62）」

復職日から 10 日後を目安に提出してください。

例 6月1日入所の場合⇒7月1日までに復職⇒7月10日頃までに提出

◎時間短縮制度について

会社の就業規則による時間短縮制度や日数短縮制度を利用している場合でも、月 12 日以上、1 日 4 時間以上での復職が必要です。

◎注意事項

復職証明書等の提出がない、復職していない、就労条件に変更があったことなどが判明した場合は、**原則退園**になります。**転職**の場合も内定取り消しや退所となることがありますので、必ず子ども育成課へ事前にご確認ください。

※入園後に下のお子様の育児休業を取得する場合は、P26「6.きょうだいの育児休業に関する取扱い」をご覧ください。

〈育児休業延長の為の申請（基準点数 5 点での選考）〉

「保育所等入所（転所）申請書 兼 三鷹市子どものための教育・保育給付認定申請書」の【育児休業中の方の入所申請確認】の『2 入所の意思はなく、育児休業の延長をするための申請』を選択している場合、入所内定は出ず、不承諾通知書が発行されます。

◎入所希望の切り替え

年度内の選考で『入所希望のあり・なし』の切り替えを行う場合、「育児休業中の方の入所申請変更届」（P65）を各月の入所に対する申請期間中に提出してください。

※年度内に一度内定が出た場合は、内定辞退後に入所希望なし（育児休業を延長するための申請）に切り替えを行っても、不承諾通知書の発行はできません。翌月以降の不承諾通知の発行を希望する方は、現在の申し込みの取り下げと再度申請が必要です。また、内定が出た月の不承諾通知は発行できません。

2. 多胎児（双子等）の選考について

多胎児の同時申請において、第1希望保育所における選考では一方のみが入所に至ることが判明した場合に、第2希望以下の保育所において同時入所できることが明らかな場合には、当該施設（同じ施設）に内定が出ます。

3. 施設の本園・分園の申請について

ケンパ井の頭の0歳児、1歳児クラス・みたか小鳥の森保育園の1歳児、2歳児クラス・牟礼の森トキ保育園の2歳児クラスへの申込に関しては、**本園、分園を選択することはできません**。通園する園については、入園児童が決定した後、園運営を考慮したうえで園が決定し、園よりお知らせします。

⇒「3保育施設・サービスの紹介」

4. 申請後、家庭状況等に変更があった場合

選考時（利用調整時）と異なる家庭状況になった場合には、**内定取り消しや退所**となる場合があります。申請後、家庭の状況に変更がある場合には、子ども育成課へ事前に相談の上、速やかに変更後の家庭の状況の書類を提出してください。⇒「1-9-2 申し込み中に家庭の状況が変わった場合」

＜これまでに入園内定の取り消しや退園になった事例＞

- ・保護者が入園前に仕事を辞めてしまった。（転職の場合も内定取り消しになる可能性があります）
- ・育児休業中に保育園を申し込んだが、入園月の翌月1日までに復職できなかった。もしくは休業前と復職時で勤務条件（勤務時間・日数等）が変更になった。
- ・入園前に三鷹市民でなくなった。
- ・職業訓練施設に通っていたが、職業訓練期間満了から1か月以内に基準点数が40点の就労を開始できなかった。

5. 短時間保育専用施設利用の選考方法について

短時間保育専用施設（以下の6施設）は第一希望優先選考となります。これらの施設を第一希望とした方は、保育園等の一次選考よりも前に利用調整（選考）を行います。（選考結果は、保育園等と同時に通知します。）入所がかなわなかった場合には、一次選考から他の希望保育園等の利用調整（選考）を行います。※短時間専用施設以外の希望順位は選考の優劣には関係ありません。

＜対象施設＞

「こもれび家庭的グループ保育室 イデオ」「小野寺家庭保育室」「篠原家庭保育室」「蒲生家庭保育室」
「こもれび家庭的保育室 もこもこ」「家庭保育室いずみ保育園」

6. 選考点数の開示について

三鷹市保育所入所選考点数は、当該申請者の請求により開示することができます。（順位付けは行っておりません。）ただし、他人の点数等については、個人情報保護の観点から、いかなる理由があっても開示することはできません。

また、5月入所以降の選考で、申し込み先の施設全てに空きがない場合は、選考会議（利用調整）が行われない為、入所選考点数がつきません。その場合も、点数を開示することはできません。

1-9-1

申し込み後のお手続き

●希望園を変更したい場合（5月～翌年3月入所）

提出物：「保育所等入所申込変更届」（所定書式P63）

提出期限：毎月10日 【郵送の場合、必着】（10日が閉庁日にあたる場合は、次の開庁日）

※締切日までに提出されれば、直後の選考会議から変更が有効となります。締切日を過ぎてから届いたものについては、翌月の入所選考会議から有効となります。

●申し込みを取り下げる場合

（例）幼稚園に入園した等の理由で、保育園の入所申し込みそのものを取り下げる場合
転園の意思がなくなったため転園申し込みを取り下げる場合

提出物：「保育所等入所申込取下届」（所定様式P64）

記入方法：タイトルの『申込取下』にチェックを入れ、『1 入所申し込みを取り下げます。』に○をしてください。

●内定を辞退する場合

提出物：「保育所等入所内定辞退届」（所定様式P64）

記入方法：タイトルの『内定辞退』にチェックを入れ、『2 入所の内定を辞退します。』に○をしてください。内定が出た月の記入も忘れずにお願いします。

※内定の辞退をただけでは、申請の取り下げにはなりません。翌月以降も、同じ希望園で選考の対象となります。希望園の変更や、申し込みの取り下げを行う場合には上記のお手続きが別途必要です。

世帯の状況や、就労条件など保育の要件に変更があった場合は、速やかに下記の書類を提出してください。
申し込み中の方で、選考時（利用調整時）と異なる家庭状況になった場合には、内定取り消しとなる場合があります。

【提出書類一覧】

変更内容	提出書類	所定様式	注意点
同じ職場で勤務条件が変わる場合（外勤）	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②採用・在職・内職証明書（所定様式） ③就労後6か月分の給与明細書の写し （就労先より発行後、毎月提出）	①P69 ②P53	
同じ職場で勤務条件が変わる場合（自営業）	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②就労状況申告書（所定様式） ③スケジュール表（所定様式）	①P69 ②P55 ③P57	就労後6か月分の実績を就労状況申告書に記載して後日提出
同じ職場で支店の変更などで勤務地が変わった場合 （勤務日数や時間に変更がない場合）	①家庭状況変更確認書（所定様式）	①P69	
転職した場合（変更後が外勤）	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②採用・在職・内職証明書（所定様式） ③就労後6か月分の給与明細書の写し （就労先より発行後、毎月提出）	①P69 ②P53	採用証明書で提出した場合は 就労開始証明書を後日提出
転職した場合（変更後が自営業）	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②就労状況申告書 ③スケジュール表 ④自営業を営んでいることが 客観的に確認できる書類の写し	①P69 ②P55 ③P57	就労後6か月分の実績を就労状況申告書に記載して後日提出
求職になった場合 ※求職を理由とした保育の実施期間は2か月間です。	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②ハローワーク受付票の写し （退職時に次の仕事が決まっている場合は、 ハローワーク受付票ではなく、採用・在職・内職 証明書（所定様式）を提出）	①P69	ハローワーク受付票は ハローワークで発行
（求職の方などが）就職内定した場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②採用・在職・内職証明書（所定様式）	①P69 ②P53	採用証明書で提出した場合は 就労開始証明書を後日提出
採用証明書を提出していた方が 就労を開始した場合	①就労開始証明書（所定様式） ②就労後6か月分の給与明細書の写し （就労先より発行後、毎月提出）	①P61	
疾病・傷病になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②診断書（保護者が保育にあたれない状況と 通院頻度が記載されているもの）	①P69	
就学になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②在学証明書（原本） ③スケジュール表（所定様式）	①P69 ③P57	
介護・看護になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②介護・看護状況申告書（所定様式） ③スケジュール表（所定様式） ④被介護者・被看護者の診断書（最近3か月以内に 発行されたもの）、または身体障害者手帳・愛の 手帳・精神障害者保健福祉手帳等、介護、看護を 必要な状況がわかるもの	①P69 ②P59 ③P57	
産前産後休業に入る場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②母子手帳の写し（表紙・出産（分娩）予定 日の記載があるページ）	①P69	
出産により世帯員が増加した場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②母子手帳の写し（出生証明のページ）	①P69	
育児休業を取得する場合（外勤の方）	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②採用・在職・内職証明書（所定様式）	①P69 ②P53	②は育児休業の期間が記載され ているもの
育児休業を取得する場合（自営業の方）	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②就労状況申告書（所定様式）	①P69 ②P55	②は育児休業の期間が記載され ているもの
産前産後休業・育児休業から復職する場合	①復職証明書（所定様式）	①P62	
離婚・結婚	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②（離婚）戸籍、または離婚受理証明書 （結婚）相手の方の保育の必要性が確認 できる書類など（子ども育成課へ要確認）	①P69	
住所の変更（三鷹市内での転居）	①家庭状況変更確認書（所定様式）	①P69	三鷹市外へ転出した場合は選考 対象外となります。

※ 上記以外の変更がある方など提出書類が不明な場合は子ども育成課へお問い合わせください。

※ 変更の状況によっては、追加書類の提出を依頼することがありますのでご了承ください。

※ 家庭の状況に変更があった場合は速やかに書類の提出をお願いいたします。

《MEMO》

保育園等の入所希望者数が入所募集児童数を上回った場合は、入所選考（利用調整）会議を行います。入所選考（利用調整）会議では、期日までに提出された書類を確認し、「三鷹市保育所入所選考基準表」及び「調整点数表」に基づき選考点数を決定し、点数の高い者から入所を決定します。

三鷹市保育所入所選考基準表

選考 項目	類型	保護者の状況					
		細目		詳細		基準点数	
1	就 労	(1) 外勤 (注1)	月間 20日以上 就労	ア	日中7時間以上の就労を常態	40	
				イ	日中6時間以上7時間未満の就労を常態	38	
				ウ	日中5時間以上6時間未満の就労を常態	36	
				エ	日中4時間以上5時間未満の就労を常態	32	
			月間 16日以上 20日未満 就労	オ	日中7時間以上の就労を常態	36	
				カ	日中6時間以上7時間未満の就労を常態	34	
				キ	日中5時間以上6時間未満の就労を常態	32	
				ク	日中4時間以上5時間未満の就労を常態	28	
			月間 12日以上 16日未満 就労	ケ	日中7時間以上の就労を常態	32	
				コ	日中6時間以上7時間未満の就労を常態	30	
				サ	日中5時間以上6時間未満の就労を常態	28	
				シ	日中4時間以上5時間未満の就労を常態	24	
		(2) 自営業 (注2)	中心者		(1)外勤に準ずる。		40～24
			協 力 者	月間 20日以上 就労	ア	日中7時間以上の就労を常態	31
					イ	日中6時間以上7時間未満の就労を常態	30
					ウ	日中5時間以上6時間未満の就労を常態	29
					エ	日中4時間以上5時間未満の就労を常態	28
				月間 16日以上 20日未満 就労	オ	日中7時間以上の就労を常態	29
					カ	日中6時間以上7時間未満の就労を常態	28
					キ	日中5時間以上6時間未満の就労を常態	27
					ク	日中4時間以上5時間未満の就労を常態	26
				月間 12日以上 16日未満 就労	ケ	日中7時間以上の就労を常態	27
					コ	日中6時間以上7時間未満の就労を常態	26
					サ	日中5時間以上6時間未満の就労を常態	25
					シ	日中4時間以上5時間未満の就労を常態	24
			(3) 内職等	月間20日以上 就労	ア	日中7時間以上の就労を常態	28
					イ	日中4時間以上7時間未満の就労を常態	24
				月間12日以上 就労	ウ	日中4時間以上の就労を常態	22
			(4) 就労（その他）		ア	上記に掲げるもののほか、勤務の態様から明らかに保育に欠けると認められる場合	
2	不存在		ア	母親が死亡・離別・行方不明等で、常時その児童と起居を共にしていない場合		45	
			イ	父親が死亡・離別・行方不明等で、常時その児童と起居を共にしていない場合		45	
3	出 産 ・ 傷 病 ・ 障 が い 者	(1) 出産		ア	出産前後（予定月を挟んで前後2か月、計5か月）を通じて、分娩休養のため保育にあたることができない状況にあり、かつ他に保育にあたることができる者を期待できない場合		28
				イ	上記に掲げるもののほか、出産により明らかに保育に欠けると認められる場合		24
		(2) 傷病	入院	ア	おおむね1か月以上入院、又は入院を決定された場合		40
				イ	常時病臥		40
			居宅内	ウ	隔離を必要とする感染性疾患又は精神性疾患（知的障がいを含む。）		40
				エ	特殊疾病等により週1日以上通院を常態		36
				オ	週1日以上通院を常態（精神性疾患を含む。）		32
				カ	定期通院を常態（精神性疾患を含む。）		28
				キ	上記に掲げるもののほか、傷病により明らかに保育に欠けると認められる場合		22
		(3) 障がい者 (注3)		ア	身体障害者手帳1級・2級該当者、精神保健福祉手帳1級・2級該当者又は愛の手帳1度・2度もしくは3度該当者		40
				イ	身体障害者手帳3級該当者、精神保健福祉手帳3級該当者又は愛の手帳4度該当者		32
				ウ	上記以外の身体障害者手帳所持者		22

選考 項目	類 型	保護者の状況			
		細目		詳細	基準点数
4	介 護 ・ 看 護	(1) 同居の親族（注4,5）の 病院・施設等の付添い	ア	長期入院者に常時付添っている場合又は心身障がい者施設、特別支援学校等へ通所又は通学する者の付添いに日中を通じて従事している場合	40
			イ	週3日以上、日中4時間以上の付添い等に従事している（外来通院者の付添いは含まない。）	32
			ウ	上記に掲げるもののほか、介護（看護）の態様から明らかに保育に欠けると認められる場合	24
		(2) 同居の親族（注4,5）の 在宅介護等	ア	病状が重く、病臥している者又は心身障がい者（児）の日中介護（看護）を常態	32
			イ	上記に掲げるもののほか、介護（看護）、外来通院付添いの態様から明らかに保育に欠けると認められる場合	24
		(3) 別居の親族（注5）の 病院・施設等の付添い	ア	長期入院者に常時付添っている場合又は心身障がい者施設、特別支援学校等へ通所又は通学する者の付添いに日中を通じて従事している場合	36
			イ	週3日以上、日中4時間以上の付添い等に従事している（外来通院者の付添いは含まない。）	28
			ウ	上記に掲げるもののほか、介護（看護）の態様から明らかに保育に欠けると認められる場合	22
		(4) 別居の親族（注5）の 在宅介護等	ア	病状が重く、病臥している者又は心身障がい者（児）の日中介護（看護）を常態	28
			イ	上記に掲げるもののほか、介護（看護）、外来通院付添いの態様から明らかに保育に欠けると認められる場合	22
5	災害		災害によって自身の家屋等が被害を受け、その復旧のため保育にあたることができない場合	40	
6	(1) 求職		現に求職のため日中外出の常態にある場合	22	
	(2) 就学等	技能習得	ア	職業能力開発促進法に規定する職業訓練施設に通所するため、日中の外出を状態としている場合	40
		通学	イ	学校教育法に定める学校等に通学するため、週3日以上、日中4時間以上の外出を常態としている場合	32
		その他	ウ	上記に掲げるもののほか、通学等の態様から明らかに保育に欠けると認める場合	22
7	育児休業を延長するための 入所申請（注6）		入所の意思がなく、育児休業の延長をするために入所申請をする場合	5	
8	その他		前各号に掲げるもののほか、地域の特殊性及び児童を取り巻く環境等特殊事情を考慮し市長が明らかに保育に欠けると認める場合	20～40	

(注1) 会社等に雇用されている者（在宅勤務を含み、三親等以内の親族が代表者の法人組織等で勤務している方を除く。）

(注2) 事業等を営んでいる者（本人及び三親等以内の親族が代表者の法人組織等で勤務している方を含む。）

(注3) 愛の手帳には、東京都を除く道府県で発行された療養手帳を含む。

(注4) 同一敷地内を含む。

(注5) 児童の親の三親等以内の親族に限る。

(注6) 選考項目7を適用する場合には、選考項目1～6は適用しない。

【補足】

1. 外勤の方の選考点数

採用・在職・内職証明書「9 通常勤務時間」（雇用契約上の勤務日数・時間）とおりの実績が常態にあるかを「11 給与支給実績」にて確認します。

①記入漏れがある場合、②基本給に実績が達していない場合、③契約時間よりも実績が少ない場合等は減点になることがあります。（就労規則に基づく正当な理由（時間短縮制度・育児休業等）が書面から読みとれる場合は除く。）

2. 自営業者の中心者・協力者

- 中心者** ① 代表者であることが登記簿謄本・個人事業主の開業届・営業許可証等で確認できる者。
② 代表者以外（専従者含む）で親族（配偶者や祖父母等）が経営する法人組織等に属し、就労時間に対して妥当な給与等（最低賃金以上）を支給されている者。
- 協力者** 中心者以外の者。

3. 職業訓練施設

「職業能力開発促進法」に規定する公共職業開発施設・職業能力開発総合大学校および「職業訓練の実施等による特定求職者の就職支援に関する法律」に規定する職業訓練を行う施設とします。
技能習得による基準点数（40点）で入所が決まった場合、職業訓練期間満了から1か月以内に基準点数が40点の就労を開始、またはその他基準点数40点以上の要件に該当しなければ退園になります。

4. 育児休業を延長するための入所申請

「保育所等入所（転書）申込書 兼 三鷹市子どものための教育・保育給付認定申請書」の【育児休業中の方の入所申請確認】にある「2 入所の意思はなく、育児休業の延長をするための申請」を選択している場合に適用され、父母の基準点数は要件に関わらず合計10点となります。

⇒詳細： **育児休業の取り扱い** P15

調整点数表

調整項目	適 用			条 件	調整点数		
					新規申請	転園	移行
1	父 母 各 々 の 基 準 点 数 に	1、2、3については、 選考項目1-(1)、1-(2)、 1-(3)-ア、イに適用する。 ただし、23点を下回らない ものとする。	1	選考会議開催月の初日現在、就労実績が3か月未満の場合	-1		
			2	選考会議開催月の初日現在、就労実績が2か月未満の場合	-2		
			3	選考会議開催月の初日現在、就労実績が1か月未満の場合	-3		
			4	求職中の方で、職決定又は自営業開店準備中が確認できる場合にはその 就労形態の基準点数より当該点数を除する。	-5		
2	両 親 の 基 準 点 数 を 合 算 し た 点 数 に 調 整 を 加 え る も の	選考項目7に該当する 場合は適用しない。 【新規申請】 1、2、3、7の複数の 項目に該当する場合には、 5点を上限とする。 【転園】 2、3の両方に 該当する場合は2のみ 【移行】 ・2、3の両方に 該当する場合は2のみ ・3は多胎児（兄弟）が共に 移行対象の場合のみ適用	1	選考項目1～7により月間12日以上1日4時間以上、託児所又は施設 等（注1）に当該児童を預けている場合。 ただし、育児休業中の場合については対象外。 認可保育園等（注2）は対象外。	4	適用なし	
			2	当該児童の兄弟姉妹が既に当該児童の申込み園に在園している場合。た だし、その在園児が転園申請をしている場合は除く。	4		
			3	申込児以外の兄弟姉妹が同時申込中の場合	3		
			4	生活保護受給世帯で、保育の実施がその世帯の自立助長に大きく貢献す ると認められる場合には、市長の判断により加点する。	1～5	適用なし	
			5	ひとり親家庭等で、保育の実施がその世帯の自立助長に大きく貢献する と認められる場合には、市長の判断により加点する。	1～9		
			6	児童の虐待防止に寄与するために、特別の支援を必要とする世帯と認め られる場合には、市長の判断により加点する。	1～5		
			7	選考項目2不存在に該当し、他に同居する親族（児童の親の3親等以内） がいない場合	5		
			8	同居の祖父母がいる場合。ただし、当該祖父母が就労中又は身体的、年 齢的（満65歳以上）に保育が不可能な場合を除く。	-5		
			9	三鷹市の利用者負担額（保育料）を3か月以上6か月未満三鷹市へ滞納 している場合（卒園児を含む）	-10		
				三鷹市の利用者負担額（保育料）を6か月以上三鷹市へ滞納している場 合（卒園児を含む）	-20		
3	両親の基準点数を合算した点数に 調整を加えるもの		その他市長が特殊な事情の発生を認める場合		1～30		

（注1）対象となる施設は認証保育所、その他の認可外保育所（企業主導型保育所を含む）、幼稚園、一時預かり施設など、都道府県へ届け出を行っているものに限る。

個人に預けている場合（ベビーシッター等）も、都道府県へ届け出を行っているものに限る。

（注2）認可保育園等とは、認可保育園・地域型保育施設及び認定こども園保育認定枠をいう。（一時保育は除く）

【補足】

1. 調整点数 1-1～1-4 について

調整点数 1-1～1-4 は申請日時点と入所日時点で就労の状況が変更になる場合（転職する場合や、同じ会社で雇用条件が変更になる場合等）も適用される可能性があります。

就労を開始する時期や雇用条件、提出書類の有無等によって適用される調整点数は異なります。

合計点数（基準点数＋調整点数）が同点の場合は、以下のとおり入所の優先順位を決定します。

同一選考点数世帯間の優先順位

三鷹市保育の実施に関する取扱要領（抜粋）

優先段階	項 目
1	保育の実施基準点数の高い者
2	保護者が保育士資格または幼稚園教諭免許状を持ち、対象施設※1において幼児教育・保育に従事している者（転園・移行の申請は対象外）
3	選考項目（類型・細目）の優先順位（①～⑨の順）の高い者 ※2 ①不存在 ②災害 ③疾病・障がい ④就労 ⑤介護・看護 ⑥内職等 ⑦出産 ⑧通学等 ⑨求職
4	保護者が該当資格※3を持ち、三鷹市内の高齢者の介護施設※4において介護に従事している者（転園・移行の申請は対象外）
5	前年度課税標準額（父母合算）の低い者

※1 対象施設：対象施設間の優先順位は下記①・②の順とする。

- ① 認可保育所、認定こども園、特定地域型保育事業（小規模保育・事業所内保育・家庭的保育〈国制度〉・居宅訪問型保育）、地方単独保育施策（認証保育所、家庭的保育〈都制度〉等）、企業主導型保育事業
- ② 認可幼稚園

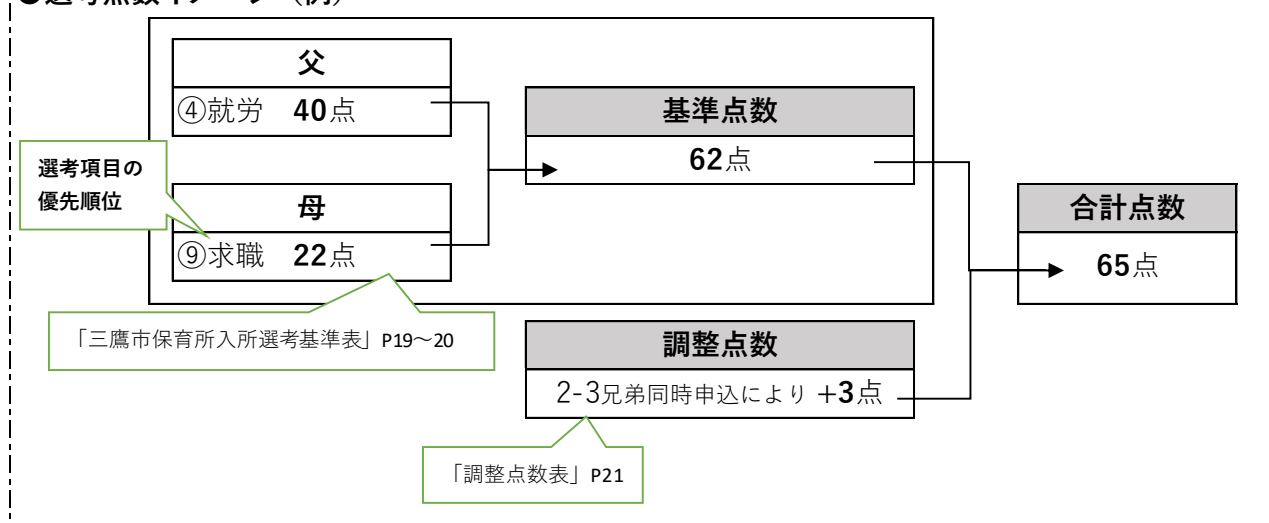
※2 選考項目（類型・細目）間の優先順位は、父母両方の細目で総合的に判断するものとする。

※3 介護福祉士、介護職員初任者研修修了者、介護職員実務者研修修了者

※4 三鷹市内の高齢者の介護施設：

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、訪問介護、通所介護（デイケア、デイサービス）、共同生活介護（グループホーム）等介護サービスを行っている施設

●選考点数イメージ（例）



《MEMO》

2

在園中のかたへ

既に認可保育所等に在園中の方や、入所が決定した方に向けて、入所後の手続きや利用者負担額について、ご説明いたします。

1. 退所する場合

提出書類：「保育所等退所届（所定様式 P66）」

提出先：三鷹市子ども育成課

提出期限：退所する月の末日（厳守）

※空いた枠に他の方が入所できるように、退所確定後は速やかに書類の提出をお願いします。

※退所する月の末日までに「保育所等退所届」を提出しなかった場合は、翌月の利用者負担額（保育料）の納入義務が生じます。

2. 三鷹市から転出後も、引き続き三鷹市の保育園に通う場合

以下(1) (2)のお手続きを行って下さい。また、2歳児クラスまでの保育園等に継続通園する場合、3歳児クラスへの移行はできません。

(1) 三鷹市での手続（三鷹市民としての退所連絡）

提出書類：「保育所等退所届（所定様式 P66）」

提出先：三鷹市子ども育成課

提出期限：転出前まで

(2) 転出先自治体での手続（転出先自治体の住民としての継続入所申込）

転出先自治体に「引き続き三鷹市の保育園等に通園するための管外入所手続き」がしたい旨を伝え、所定の手続きを行ってください。

3. 休園の取扱い

休園を希望される方は、必ず事前に保育園等に相談してください。

2か月以内であれば休園することが可能ですが、休園期間も利用者負担額（保育料）は発生します。

なお、1日も通園しない月が2か月を超えた場合は、保育の必要がないとみなし、退園となります。

参考事例	7月		8月	9月	
	7/1～10	7/11～31	8/1～31	9/1～20	9/21～
事例①	登園	休園	休園	休園	登園
事例②	休園	休園	休園	休園	登園

→ 事例①…7月と9月にそれぞれ登園しているため、退園にはならない。（休園可）

→ 事例②…7月と8月を2か月連続で休んでいるため、退園になる。（休園不可）

4. 翌年度の継続入所意思及び「保育を必要とする事由」の確認について

保育園等は家庭で保育ができない児童をお預かりする施設のため、入園後も「保育を必要とする事由」の継続が必要です。

そのため、市では、翌年度の継続入所の意思確認と併せて、年に一度、「保育を必要とする事由」の確認を行っています。時期になりましたら、施設経由で案内書類を配布しますので、「家庭状況確認書」及び「父母の保育を必要とする事由の証明書類」を提出してください。

なお、書類の提出がない場合や「保育を必要とする事由」がない場合は、退園となります。

5. 乳児園（2歳児クラスまでの施設）からの移行について

2歳児クラスまでの認可保育園や、地域型保育施設に入園した場合は、3歳児クラスに進級する際に、5歳児クラスまでの保育園等へ移行となります。

2歳児クラス在園中に移行先の希望調査を行い、移行先を決定します。

《移行対象》

- ① 三鷹市民（住民登録地が三鷹市であり、翌年度も引き続き三鷹市民であること）
※移行先の決定後でも、移行先の園に入園する前に三鷹市外に転出した場合は、内定取消になります。
- ② 2歳児クラス在園年度の8月に在園していること

《注意点》

- ・次年度4月入所の受付前に移行希望調査を行い、移行のための選考（利用調整）を行います。
⇒「1-10 入所選考（利用調整）会議の基準について」
- ・第2希望園以降の保育園に決まることもあります。
- ・移行可能な保育園は毎年変わります。（ご希望の園に移行の募集がない場合もあります。）
（移行可能枠は原則、2歳児クラスと3歳児クラスの定員に2人以上の差がある園において、次年度4月入園の人数を1名以上確保したうえで調整し決定します。ただし、定員の変更や、障がい児・医療的ケア児の受け入れ等により変動することがあります。また、次年度に新設される園は移行では希望できません。）
- ・移行先の園に内定が出た後、次年度の4月入所受付にて3歳児クラスの転園申込をすることも可能です。ただし、4月入所は「転園」の取り扱いとなるため、内定を辞退することはできません。

6. きょうだいの育児休業に関する取扱い

● 入園時点で育児休業を取得している場合

入園月の翌月1日までに復職する必要があります。（復職できなければ退園となります。）

⇒P15「1. 育児休業の取り扱い」

● 上の子の入園後に、下の子の育児休業を取得する場合

原則として、下の子が1歳に達する年度の3月までは、上の子を継続入所させることができます。

また、翌年度に上の子が3～5歳クラスに進級する場合は、小学校就学前までの継続入所が可能です。

この場合、育児休業を取得する際に「採用・在職・内職証明書（育児休業取得期間の明記があるもの）」（所定様式P53）を提出してください。

三鷹市保育の実施に関する取扱要領

第9条 保護者が育児休業を取得した場合には、次に定めるところによる。

第1 認可保育所に入所している児童（次項において「入所児童」という。）の保護者が育児休業を取得した場合にあっては、当該育児休業に係る児童が1歳に達する日の属する年度の終了する日まで継続して入所できるものとする。

第2 入所児童が、当該育児休業に係る児童の1歳に達する日の属する年度の翌年度に3歳児クラス以上に進級する場合は、前項の規定にかかわらず、当該児童は小学校就学前まで継続入所できるものとする。

※自営業の方の育児に伴う休業も上記取扱いに準じます。

（参考事例）

1. 上の子Aが0歳児クラスに在籍中、下の子Bが令和4年9月に誕生し、保護者は育児休業を開始した。

（Bが満1歳になるのは、令和5年9月（令和5年度中））

⇒ 保護者が育児休業継続中であっても、Aは1歳児クラスの終了する令和6年3月末（令和5年度末）まで在籍可能。

2. 上の子Aが1歳児クラスに在籍中、下の子Bが令和4年9月に誕生し、保護者は育児休業を開始した。

（Bが満1歳になるのは、令和5年9月（令和5年度中））

⇒ 保護者が育児休業継続中であっても、Aは2歳児クラスの終了する令和6年3月末（令和5年度末）まで在籍可能であり、かつ、翌年度は3歳児クラスに進級するため、最終的にはAは令和9年3月末（就学前）まで在籍可能。

世帯の状況や、就労など保育の要件に変更があった場合は、速やかに下記の書類をご提出ください。
在園中に「保育を必要とする事由」がなくなった場合は、原則退園になります。また、書類の提出がなく、
あとから「保育を必要とする事由」がない期間があったことがわかった場合も原則退園となります。

【提出書類一覧】

変更内容	提出書類	所定様式	注意点
同じ職場で勤務条件が変わる場合（外勤）	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②採用・在職・内職証明書（所定様式） ③就労後6か月分の給与明細書の写し （就労先より発行後、毎月提出）	①P69 ②P53	
同じ職場で勤務条件が変わる場合（自営業）	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②就労状況申告書（所定様式） ③スケジュール表（所定様式）	①P69 ②P55 ③P57	就労後6か月分の実績を就労状況申告書に記載して後日提出
同じ職場で支店の変更などで勤務地が変わった場合 （勤務日数や時間に変更がない場合）	①家庭状況変更確認書（所定様式）	①P69	
転職した場合（変更後が外勤）	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②採用・在職・内職証明書（所定様式） ③就労後6か月分の給与明細書の写し （就労先より発行後、毎月提出）	①P69 ②P53	採用証明書で提出した場合は 就労開始証明書を後日提出
転職した場合（変更後が自営業）	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②就労状況申告書 ③スケジュール表 ④自営業を営んでいることが 客観的に確認できる書類の写し	①P69 ②P55 ③P57	就労後6か月分の実績を就労状況申告書に記載して後日提出
求職になった場合 ※求職を理由とした保育の実施期間は 2か月間 です。	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②ハローワーク受付票の写し （退職時に次の仕事が決まっている場合は、 ハローワーク受付票ではなく、採用・在職・内職 証明書（所定様式）を提出）	①P69	ハローワーク受付票は ハローワークで発行
（求職の方などが）就職内定した場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②採用・在職・内職証明書（所定様式）	①P69 ②P53	採用証明書で提出した場合は 就労開始証明書を後日提出
採用証明書を提出していた方が 就労を開始した場合	①就労開始証明書（所定様式） ②就労後6か月分の給与明細書の写し （就労先より発行後、毎月提出）	①P61	
疾病・傷病になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②診断書（保護者が保育にあたれない状況と 通院頻度が記載されているもの）	①P69	
就学になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②在学証明書（原本） ③スケジュール表（所定様式）	①P69 ③P57	
介護・看護になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②介護・看護状況申告書（所定様式） ③スケジュール表（所定様式） ④被介護者・被看護者の診断書（最近3か月以内に 発行されたもの）、または身体障害者手帳・愛の 手帳・精神障害者保健福祉手帳等、介護、看護を 必要な状況がわかるもの	①P69 ②P59 ③P57	
産前産後休業に入る場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②母子手帳の写し（表紙・出産（分娩）予定 日の記載があるページ）	①P69	
出産により世帯員が増加した場合	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②母子手帳の写し（出生証明のページ）	①P69	
育児休業を取得する場合（外勤の方）	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②採用・在職・内職証明書（所定様式）	①P69 ②P53	②は育児休業の期間が記載され ているもの
育児休業を取得する場合（自営業の方）	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②就労状況申告書（所定様式）	①P69 ②P55	②は育児休業の期間が記載され ているもの
産前産後休業・育児休業から復職する場合	①復職証明書（所定様式）	①P62	
離婚・結婚	①家庭状況変更確認書（所定様式） ②（離婚）戸籍、または離婚受理証明書 （結婚）相手の方の保育の必要性が確認 できる書類など（子ども育成課へ要確認）	①P69	
住所の変更（三鷹市内での転居）	①家庭状況変更確認書（所定様式）	①P69	三鷹市外へ転出する方は P25をご確認ください

※ 上記以外の変更がある方など提出書類が不明な場合は子ども育成課へお問い合わせください。

※ 変更の状況によっては、追加書類の提出を依頼することがありますのでご了承ください。

※ 家庭の状況に変更があった場合は速やかに書類の提出をお願いいたします。

2-3-1

利用者負担額(保育料)

- 0～2歳児クラスは、別表1（次項）のとおり利用者負担額（保育料）がかかります。
公立園と私立園で利用者負担額（保育料）に違いはありません。
- 3～5歳児クラスは、幼児教育・保育の無償化により、利用者負担額（保育料）が0円となります。
- 利用者負担額は、それぞれの世帯の市民税額により決定します。
ただし、利用者負担額を決める際の市民税額は、住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、配当控除、外国税控除等の税額控除前の税額です。
父母に市民税が発生しない場合（非課税の場合）には、父母以外の同居親族の市民税を考慮して決定します。
令和4年4月～8月分の利用者負担額（保育料）は、令和3年度の課税額で算定します。
令和4年9月～令和5年3月分の利用者負担額（保育料）は、令和4年度の課税額で算定します。
- 同一世帯に2人以上の子どもがいるときは、下表のとおり利用者負担額（保育料）を軽減します。

同一世帯に2人以上の子どもがいる場合に適用される利用者負担額	
兄弟姉妹のうち最も年齢が高い子ども（第1子）	利用者負担額（保育料）× 100%
次に年齢が高い子ども（第2子）	利用者負担額（保育料）× 50%
上記以外の子ども（第3子以降）	利用者負担額（保育料）× 0%

※ 年収約360万円未満かつ要保護世帯等（ひとり親世帯等）は、第2子以降は無償です。

※ 三鷹市外に住民票を有しているきょうだいがいる場合はお問い合わせください。

※ 上のお子さんが認可保育園に在園していなくても、人数にカウントします（年齢制限なし）。

- 認可保育園の利用者負担額（保育料）は、原則として市へ口座振替（自動払込）にて納入ください。
三鷹市指定の金融機関及び郵便局で取り扱っています。毎月月末に当月分を振替えます（月末が休日の場合は、翌月初めの平日）。
認定こども園及び地域型保育施設は施設に納入します。納入方法は施設に直接確認してください。
- 事情により登園しない場合でも、退園手続きをしない場合は利用者負担額（保育料）がかかります。
- 利用者負担額（保育料）を納入しない場合は、差し押さえなどの滞納処分を行うことがあります。

2-3-2

利用者負担額(保育料)以外の費用について

- 給食費や延長保育料など実費で徴収する費用については自己負担となります。公立園は市へ納入、私立園は保育園に納入してください。
- 給食費の徴収は3～5歳児クラスのみです。月6,000円です。（0～2歳児クラスは、利用者負担額に含まれています。）
なお、年収約360万円未満世帯及び第3子以降（認可保育園等に在籍している子どものみのカウント）は、給食費はかかりません。
- 延長保育をご利用の場合は、直接園へご相談ください。

【別表 1】利用者負担額基準額表

※ クラス年齢（0歳児、1・2歳児）は、4月1日時点の年齢が基準になります。

年度途中で3歳になった（3号認定から2号認定に変わった）場合でも、その年度中は無償化の対象にはなりません。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				基準額（単位：円/月）			
				0歳児クラス		1・2歳児クラス	
				保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）若しくはこれに準ずると市長が認める世帯又は里親			0円	0円	0円	0円
B階層	当該年度分の区市町村民税非課税世帯			0円	0円	0円	0円
C階層	当該年度分の区市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯			2,500円	2,400円	2,400円	2,300円
D階層	当該年度分の区市町村民税所得割課税世帯のうち、調整後	第1階層	47,700円未満の世帯	5,700円 (5,700円)	5,600円 (5,600円)	5,500円 (5,500円)	5,400円 (5,400円)
		第2階層	47,700円以上 55,700円未満	8,000円 (8,000円)	7,800円 (7,800円)	7,600円 (7,600円)	7,400円 (7,400円)
		第3階層	55,700円以上 62,900円未満	10,900円 (9,000円)	10,700円 (9,000円)	10,400円 (9,000円)	10,200円 (9,000円)
		第4階層	62,900円以上 78,500円未満	14,400円 (9,000円)	14,100円 (9,000円)	13,800円 (9,000円)	13,500円 (9,000円)
		第5階層	78,500円以上 96,500円未満	18,400円	18,000円	17,600円	17,300円
		第6階層	96,500円以上 114,500円未満	21,900円	21,500円	20,900円	20,500円
		第7階層	114,500円以上 137,300円未満	25,500円	25,000円	24,400円	23,900円
		第8階層	137,300円以上 160,100円未満	28,900円	28,400円	27,600円	27,100円
		第9階層	160,100円以上 174,200円未満	33,000円	32,400円	31,400円	30,800円
		第10階層	174,200円以上 232,100円未満	37,500円	36,800円	35,600円	34,900円
		第11階層	232,100円以上 274,100円未満	42,000円	41,200円	39,900円	39,200円
E階層	当該年度分の区市町村民税所得割課税世帯のうち、調整後	第1階層	274,100円以上 299,900円未満	46,700円	45,900円	44,300円	43,500円
		第2階層	299,900円以上 329,300円未満	50,100円	49,200円	47,200円	46,300円
		第3階層	329,300円以上 361,700円未満	53,000円	52,000円	49,700円	48,800円
		第4階層	361,700円以上 394,700円未満	55,700円	54,700円	52,200円	51,300円
		第5階層	394,700円以上 428,300円未満	58,500円	57,500円	54,600円	53,600円
		第6階層	428,300円以上 464,600円未満	61,300円	60,200円	57,000円	56,000円
		第7階層	464,600円以上 498,500円未満	63,600円	62,500円	59,100円	58,000円
		第8階層	498,500円以上 534,500円未満	66,100円	64,900円	61,300円	60,200円
		第9階層	534,500円以上 571,400円未満	68,900円	67,700円	63,800円	62,700円
		第10階層	571,400円以上 611,000円未満	71,600円	70,300円	66,100円	64,900円
		第11階層	611,000円以上 666,000円未満	74,100円	72,800円	68,400円	67,200円
		第12階層	666,000円以上 736,000円未満	74,700円	73,400円	68,700円	67,500円
		第13階層	736,000円以上 826,000円未満	75,200円	73,900円	69,000円	67,800円
		第14階層	826,000円以上 926,000円未満	75,600円	74,300円	69,300円	68,100円
		第15階層	926,000円以上の世帯	76,000円	74,700円	69,600円	68,400円

※ この表のD階層のうち、ひとり親世帯等であって、調整後区市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯については、該当する階層の（ ）内に掲げる基準額を適用します。

※ 区市町村民税課税額が証明できない場合、E階層の第15階層で決定します。

- 1 別表2に該当する事情等により支払いが困難になったときは、申請により減額、免除される場合があります。
- 2 手続方法については、子ども育成課までお問い合わせください。減免の可否については、申請後審査の上決定します。
- 3 減免制度の適用は、原則としてその手続きをした翌月分からとなるため、早めにご相談ください。前年度分以前については遡及できません。
※4月及び9月については、別途指定の申請期間がありますのでご注意ください。
※3月及び8月は申請期間外となりますのでご注意ください。
- 4 減免の適用は、年度につき1回となります。ただし、別表2の番号(1)～(3)に該当する場合を除きます。

【別表2】 利用者負担額減免基準表

階層 区分	番号	適用条件	適用される額
C、D及びE階層	(1)	生活保護法による保護を受けたとき、又はこれに準すると市長が認めるとき。	A階層に適用する基準額
	(2)	その世帯の収入額が生活保護法による保護の基準に満たないとき、又はこれに準すると市長が認めるとき。	B階層に適用する基準額
	(3)	地方税法第295条又は第323条の規定により、当該年度分の区市町村民税を非課税又は免除されたとき。	
	(4)	地方税法第15条又は課税団体の条例において前年度分又は当該年度分の区市町村民税の徴収を猶予され、又は納期を延期されたときは、その事情のやむまで。	C階層については、B階層に適用する基準額 D及びE階層については、3階層低位に適用する基準額
	(5)	地方税法第323条の規定により、当該年度分の区市町村民税が均等割額以下に減額されたとき。	B階層に適用する基準額
	(6)	当該年度分の区市町村民税が均等割額以下に課税されたとき、又は減額されたとき。	
C階層	(7)	その年に前年の所得額の10分の1を超える災害又は盗難若しくは横領による損失(保険金等で補てんされる金額を控除する。)を生じたとき(損失額の認定及び災害の範囲は、所得税法の例による。)	B階層に適用する基準額
	(8)	その年に前年の所得額の100分の5又は所得税法に定める最高限度額を超える医療費(保険金等で補てんされる金額を控除する。)を支出したとき(医療費の認定及びその範囲は、所得税法の例による。)	B階層に適用する基準額
	(9)	その年に稼働能力のない世帯員が増加したとき、又はその年の主たる稼働者が失業したとき。 ※「稼働能力のない世帯員」は、16歳以上の扶養親族を対象とする。	

階層 区分	番号	適用条件	適用される 額	左記の計算式
D 及び E階層	(10)	その年に前年の所得額の10分の1を超える災害又は盗難若しくは横領による損失（保険金等で補てんされる金額を控除する。）を生じたとき（損失額の認定及び災害の範囲は、所得税法の例による。）	当該年度 分市区市 村民税所 得割額を 右欄の算 式のとおり 仮定し、 仮定した 当該年度 分所得割 額に対応 する階層 に適用さ れる基準 額	仮定当該年度分市区市村民税所得割額＝当該年度分市区市村民税所得割額－（損失金額－保険金等で補てんされる金額－前年の所得額の10分の1）×0.06。 ただし、仮定当該年度分市区市村民税所得割額が0円以下のときは、C階層に適用する基準額
	(11)	その年に前年の所得額の100分の5又は所得税法に定める最高限度額を超える医療費（保険金等で補てんされる金額を控除する。）を支出したとき（医療費の認定及びその範囲は、所得税法の例による。）		仮定当該年度分市区市村民税所得割額＝当該年度分市区市村民税所得割額－（支払った医療費－保険金等で補てんされる金額－前年の所得額の100分の5（当該金額が所得税法に定める最高限度額を超える場合には、その最高限度額））×0.06。 ただし、仮定当該年度分市区市村民税所得割額が0円以下のときは、C階層に適用する基準額
	(12)	その年に稼働能力のない世帯員が増加したとき。 ※「稼働能力のない世帯員」は、16歳以上の扶養親族を対象とする。		仮定当該年度分市区市村民税所得割額＝当該年度分市区市村民税所得割額－（扶養控除額等×対象人員）×0.06。 ただし、仮定当該年度分市区市村民税所得割額が0円以下のときは、C階層に適用する基準額
	(13)	その年の主たる稼働者が失業したとき。 ※「失業」は、倒産や解雇等による退職をいい、自己都合退社等は含まない		仮定当該年度分市区市村民税所得割額＝その世帯の当年度分市区市村民税所得割額－その者の当年度分市区市村民税所得割額＋その者の退職所得に係る区市市村民税所得割額。 ただし、仮定当該年度分市区市村民税所得割額が0円以下のときは、C階層に適用する基準額
C、 D 及び E階層	(14)	その世帯の前3箇月の平均収入月額（賞与を除く。）が前年の平均収入月額（賞与を除く。）より1割以上低額と認められるとき。（毎月決まった金額の給与が支払われている場合に限る。）	1階層低位に適用する基準額	
	(15)	第1号から第14号までの各号により難いとき。	市長が特に調査のうえ必要と認めたときは、2階層低位に適用する基準額の範囲内で認定した額	

※ 別表2の番号（15）に該当する市長が特に認めたときとは、以下の場合などです。

1 入園児の兄弟姉妹の保育のため認可外保育施設等に月額20,000円以上の実質負担額を保育に要する費用として支払っている場合 （例） 50,000円（保育料）-37,000円（無償化対象額）=13,000円（実質負担額）→ 適用外 60,000円（保育料）-37,000円（無償化対象額）=23,000円（実質負担額）→ 適用	2階層低位の基準額を適用
2 入園児と同一世帯内に次のいずれかに該当する者がいる場合 （1） 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級又は2級に該当する者 （2） 東京都愛の手帳交付要綱別表第1から第4までに定める1度、2度又は3度に該当する者	1階層低位の基準額を適用

※ 地方税法第295条1項（個人の市町村民税の非課税の範囲）

市町村は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては市町村民税を課することができない。

ただし、この法律の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

一 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者

二 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）

備考：第二号の場合には、分離課税に係る所得割（退職所得に係る所得割）は課税することができる。そのため、寡婦などで前年の合計所得金額が135万円を超えない場合であっても、市町村民税が課税されている場合もある。

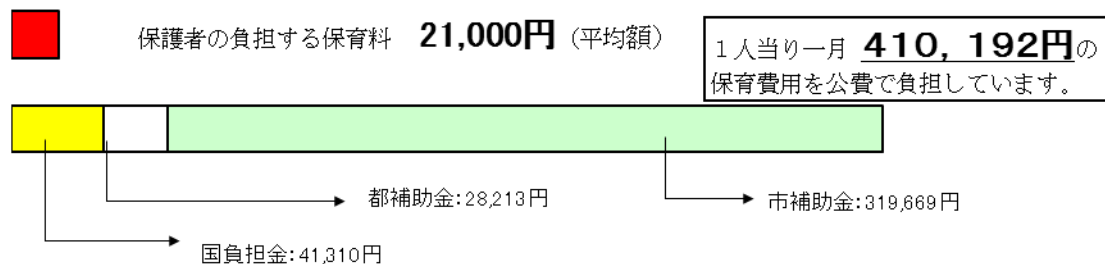
※ 地方税法第323条（市町村民税の減免）

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。但し、特別徴収義務者については、この限りでない。

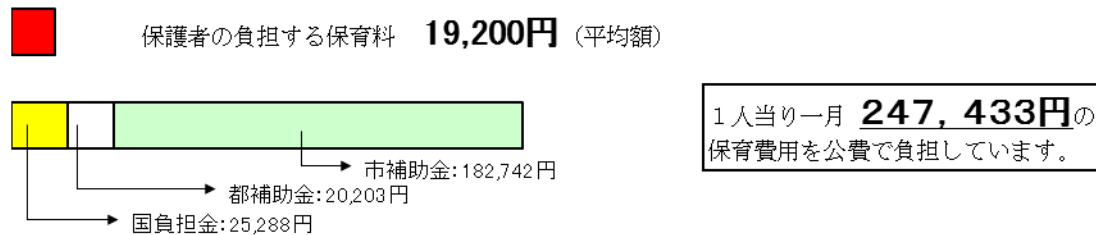
【参考】保育園児1人にかかる費用と保護者の負担額（月額）

単位：千円
500

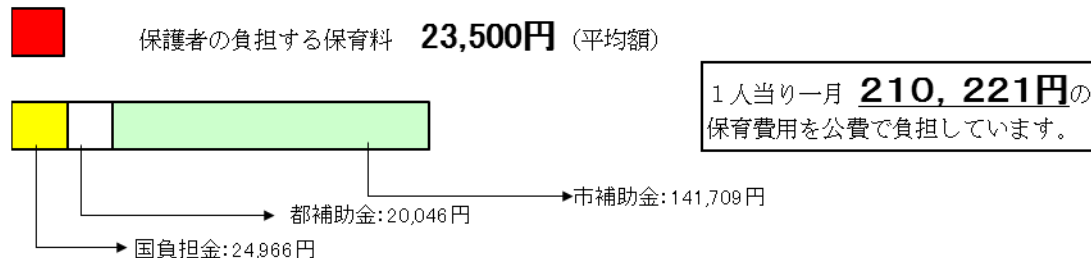
0歳



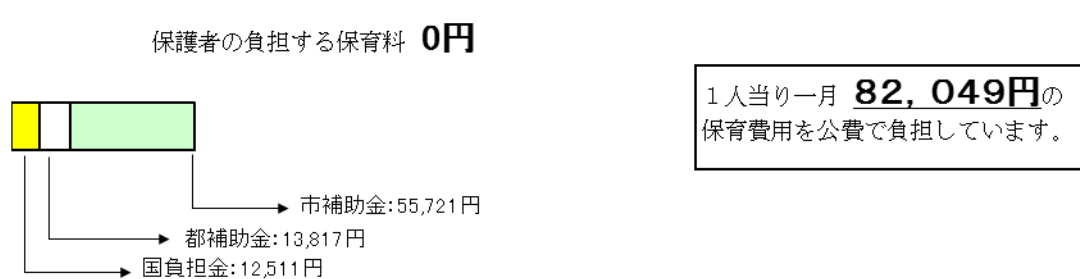
1歳



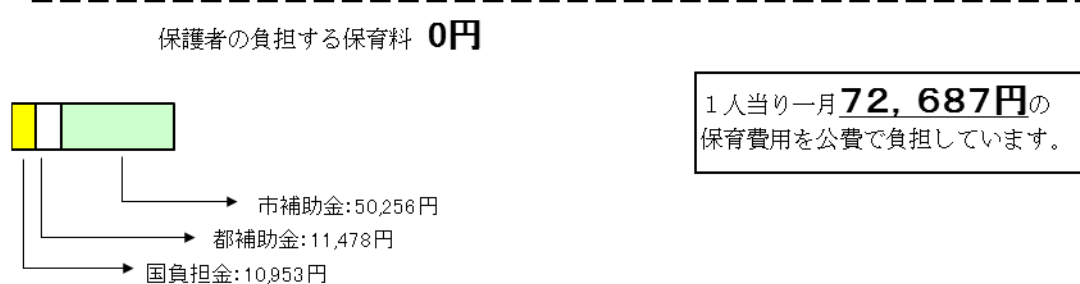
2歳



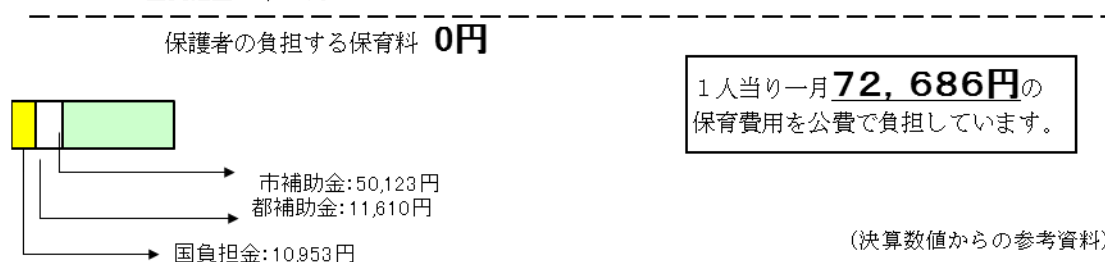
3歳



4歳



5歳



保育園児1人当たりにかかる年齢別の経費は、上図のとおりです。
保育に係る経費全体としては、公費負担が約9割、保護者負担が約1割となっています。

《MEMO》

3

保育施設・サービスの紹介

三鷹市内の保育施設やサービス、補助金等についてご紹介いたします。

3 保育施設・サービスの紹介

施設の種類	認可施設 P37～	認可外施設・その他預かりサービス P43～
	・認可保育所(公立・私立) ・認定こども園 ・地域型保育施設 — 小規模保育施設 — 事業所内保育施設 — 家庭的保育施設	・東京都認証保育所 ・企業主導型保育施設 ・認可外保育園 ・一時預かり事業 ・ベビーシッター など
申込先と 選考方法	市へ申し込みを行い、市が 入所選考 を行います。P6～ 三鷹台幼稚園（保育認定枠）は施設に直接申し込みます。	施設に直接申し込みを行います。
利用料	市が決定し、各施設または 市が徴収します。P28～	各施設が決定・徴収を 行っています。
保育の 必要性の認定	必要	不要 『幼児教育・保育の無償化』『認可外保育施設利用助成金』の請求をする場合、施設が認定証の提出を求める場合は必要となります。

新規開設園・増設・閉園のお知らせ36

3-1 認可施設の種類の37

《 三鷹市 認可保育所等一覧 》 39～42

3-2 認可外施設や補助金等サービス

- ・東京都認証保育所43
- ・企業主導型保育施設44
- ・その他の認可外保育施設44
- ・幼児教育・保育無償化について45
- ・認可外保育施設利用助成金について45
- ・ベビーシッター利用支援事業について45
- ・三鷹市子ども家庭支援センター等の一時預かり事業46
- ・市内一時預かり施設の紹介47
- ・市内親子ひろばの紹介48

●新規園の開設等について(令和4年4月)

令和4年4月に、認可保育園（私立）1園の新規開設と、園舎建て替えによる定員変更を予定しています。

【新規開設園】

『ときむれのご保育園』（仮称）

牟礼4丁目3-13（仮）

定員 0歳児～2歳児 42人

設置・運営 トキ 株式会社

【建替増設】

『椎の実子供の家』

大沢4-8-8

定員 0歳児～5歳児 変更前97人 ⇒ 変更後107人

設置・運営 社会福祉法人 楽山会

●閉園予定の施設について(令和4年3月閉園)

令和4年3月に、地域型保育施設1園の閉園を予定しております。
閉園に伴い、令和4年度の新規募集は行いません。

【閉園】

地域型保育施設（小規模保育施設B型）

『時の子保育園』

牟礼4-3-12

＜共通事項＞

保育施設は、保護者の就労や傷病等により、家庭において十分保育することができない児童を、保護者にかわって保育することを目的とした施設です。希望する保育園等の申し込み児童数が受け入れ可能数を上回った場合には、入園する児童を公正な方法で選考します。

保育時間	1日8時間（例 8:30～16:30） ・ 就労時間等に応じて、11時間の開所時間範囲内で8時間以上の預かりが可能（短時間保育専用施設は8時間）
利用者負担額	市民税額に応じて、三鷹市が決定し通知（P28～）
延長保育	就労時間等を考慮したうえで実施（実施のない園もあり） ・ 対象年齢や延長時間は各園によって異なる ・ 別途、延長保育利用料の負担あり
休園日	日曜、国民の祝日及び12月29日～1月3日 ・ 幼稚園型認定こども園は、土曜休園の場合あり

※ 詳細は施設によって異なるため、各園にお問い合わせください。

1. 認可保育園（保育所）

保育園（保育所）は、国が定めた基準を満たし、都の認可を受けた児童福祉法に定める福祉施設です。三鷹市には以下の4種類の保育園があり、各園によって保育理念や年間行事等はさまざまです。利用者負担額（保育料）の納入先は三鷹市となります。

1 私立保育園

社会福祉法人やNPO法人、株式会社が設置・運営する保育園です。

2 公私連携型保育園

三鷹市と協定を結んだ社会福祉法人が設置・運営する保育園です。

3 公立（公設民営）保育園

三鷹市が設置、株式会社が運営する保育園です。

4 公立（公設公営）保育園

三鷹市が設置・運営する保育園です。

2. 認定こども園

認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援（一時保育や子育て相談など）も行う施設の総称です。受入れ年齢は、施設によりさまざまです。

1号認定子どもも2号認定子どもも、共通利用時間（例 9:00～14:00）は一緒に過ごします。

利用者負担額（保育料）の納入先は各施設となります。

1 保育所型認定こども園

認可保育園をベースとし、保育が必要な子ども以外も受け入れる施設です。

2 幼稚園型認定こども園

幼稚園が主体となって、保育にも対応している施設です。

幼稚園がベースのため、土曜休園等、他保育所等と取扱いが異なることがあります。（P12）

3. 地域型保育施設

地域型保育施設とは、国が定めた基準を踏まえ、市区町村が設定した認可基準を満たした保育施設です。原則定員19名以下の0～2歳児を保育する施設で、市内には家庭的保育、小規模保育、事業所内保育の3類型があり、**三鷹市民専用**です。（市外へ転出した場合は、継続して通園できます。P25参照）利用者負担額（保育料）の納入先は各施設となります。

短時間保育（8時間）専用の施設があります。**第一希望優先選考**（P16 参照）が適用され、対象施設に入所すると、保育標準時間認定児であっても、短時間認定となります。

→利用者負担額も短時間の基準額表が適用となります。（P29 参照）

→8時間を超える部分については、延長保育料が別途必要です。

1 家庭的保育施設

0～2歳児を対象とした定員3人以上5人以下の施設で、異年齢保育が特長です。

保育士や教員等の資格をもつ家庭的保育者が保育します。

家庭的保育者の自宅・その他の場所で、個人・法人により運営されています。

2-1 小規模保育施設（A型・B型）

0～2歳児を対象とした定員が6人以上19人以下の施設で、保育環境・保育内容・保育従事者等については、認可保育所に近い類型です。

A型：保育士の人員配置基準のうち、全て保育士有資格者の施設です。

B型：保育士の人員配置基準のうち、5割以上が保育士有資格者の施設です。

2-2 小規模保育施設（C型）

0～2歳児を対象とした定員が6人以上10人以下の施設で、保育環境・保育内容・保育従事者等については、家庭的保育に近い類型です。

3 事業所内保育施設

民間事業所が、従業員の児童のほか、定員の一部に地域の児童も受け入れる施設です。

小規模保育施設（A型・B型）と同様の基準です。

《 三鷹市 認可保育所等一覧 》

定員は変更になる場合があります。運用定員は、基準の範囲内で弾力的に運用している人数も含めています。

MAP 番号	保育園名	所在地	電話番号	開設年月日	保育 年齢	運用定員						
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
私立												
21	井の頭保育園	井の頭3-16-31	43-7916	S25.5.1	0～5	10	18	18	18	18	18	100
28	第二小羊チャイルドセンター	北野3-10-14(本園) 北野2- 6- 23(分園)	43-9754	S47.3.1	0～5	9 本園	20 本園	24 本園	25 本園	25 分園	25 分園	128
35	椎の実子供の家	大沢4-8-8	32-4103	S48.4.1	0～5	9	18	20	20	20	20	107
10	あかね保育園	下連雀7-6-18	49-2671	S51.4.1	0～5	6	10	12	12	15	15	70
22	みたか小鳥の森保育園	井の頭5-22-8(本園) 牟礼4-9-25(分園)	45-4558(本園) 26-7800(分園)	S57.4.1	0～5	9 本園	12本園 6分園	12本園 8分園	25 分園	25 分園	25 分園	122
29	みたかつくしんぼ保育園	中原1-29-35	03-3308-3507	S60.4.1	0～5	11	12	12	12	12	12	71
11	弘済保育所(おひさま保育園)	下連雀5-2-5	49-8893	H20.4.1	0～5	8	8	10	14	14	14	68
30	まなびの森保育園三鷹	新川6-5-15	76-0708	H23.4.1	0～5	6	10	12	13	13	13	67
12	第二椎の実子供の家	上連雀6-25-31	44-4103	H24.4.1	0～5	9	17	22	24	24	24	120
13	にじいろ保育園三鷹下連雀	下連雀1-4-22	26-5684	H24.4.1	0～5	6	12	12	13	13	13	69
23	ケンバ井の頭	井の頭1-14-5(本園) 井の頭1-31-22(分園)	70-0960(本園) 70-7530(分園)	H24.4.1	0～5	3本園 6分園	3本園 12分園	15 本園	15 本園	15 本園	15 本園	84
36	京進のほいくえんHOPPAたかの子	井口1-10-19	34-7200	H26.4.1	0～5	6	15	18	20	20	20	99
14	ポピンズナーサリースクール三鷹南	下連雀4-16-16	70-1620	H26.4.1	0～5	6	10	12	14	14	14	70
15	三鷹もりのこ保育園	上連雀2-16-1	43-1195	H26.4.1	0～5	6	10	12	13	13	13	67
31	にじいろ保育園三鷹新川	新川6-33-15	26-7402	H27.4.1	0～5	6	14	16	20	20	20	96
17	にじいろ保育園三鷹牟礼	牟礼1-14-27	24-6618	H28.4.1	0～5	6	14	16	20	20	20	96
18	牟礼の森トキ保育園	牟礼4-2-23(本園) 牟礼4-2-19(分園)	24-9233(本園) 46-6977(分園)	H28.4.1	0～5	9 本園	20 本園	12本園 12分園	25 分園	25 分園	25 分園	128
37	三鷹どろんこ保育園	井口1-23-9	30-5923	H29.4.1	0～5	6	15	18	20	20	20	99
38	グローバルキッズ三鷹園	下連雀3-6-21	71-5155	H29.4.1	0～5	9	15	18	19	19	19	99
39	三鷹ちしろの木保育園	野崎2-11-7	30-9098	H30.4.1	0～5	6	10	12	20	20	20	88
40	キッズガーデン上連雀	上連雀6-27-4	29-8020	H30.4.1	0～5	6	15	18	20	20	20	99
41	ココファン・ナーサリー三鷹	上連雀1-5-12	54-2261	H31.4.1	0～5	6	10	12	14	14	14	70
42	みたぐコスモ保育園	井口1-9-19	31-3131	H31.4.1	0～5	6	18	19	19	19	19	100
43	三鷹新川雲母保育園	新川3-6-6	70-1108	H31.4.1	0～5	3	10	13	13	12	12	63
44	ソラストみたか台保育園	牟礼5-6-7	76-6070	H31.4.1	0～5	6	10	12	15	15	15	73
45	京進のほいくえん ビーフェア北野けやきの里	北野4-8-25	03-6279-5058	R2.4.1	0～5	6	14	15	15	15	15	80
46	ポピンズナーサリースクール三鷹下連雀	下連雀5-1-1-E2	29-9575	R2.4.1	0～5	6	10	11	11	11	11	60
47	みたかこころ保育園	牟礼6-2-1	26-9022	R2.4.1	0～5	12	12	12	14	15	15	80
48	うれしい保育園三鷹中原	中原3-2-1	76-8821	R3.4.1	0～5	6	11	11	11	11	11	61
49	ときむれのご保育園(仮称)	牟礼4-3-13(仮)	26-7730 (R4.3月末まで)	R4.4.1	0～2	6	18	18				42

《注意点》

- 原則として、自動車での送迎はできませんのでご注意ください。
- 園により若干名の障がい児・医療的ケア児等特別な配慮を必要とするお子様の受け入れを行っています。(P11参照)

※延長保育は通常の保育料の他に延長保育料を負担していただきます。土曜日の延長保育時間については施設に直接お問い合わせ下さい。

基本保育時間	延長保育		運営主体	備考	保育園名	MAP 番号
	延長保育時間 (月～金)	対象年齢				
私立 ※私立園の延長保育については、各施設に直接お問い合わせください。						
7:00～18:00	18:00～19:00	1歳児クラス～	社会福祉法人井の頭会		井の頭保育園	21
7:00～18:00	18:00～19:00	満1歳～	社会福祉法人こひつじ会		第二小羊チャイルドセンター	28
7:30～18:30	18:30～19:30	満1歳～	社会福祉法人楽山会	令和4年4月 建替増設予定	椎の実子供の家	35
7:00～18:00	18:00～19:00	満1歳～	社会福祉法人あかね保育の会		あかね保育園	10
7:00～18:00	18:00～19:00	満1歳～	社会福祉法人みたか小鳥の森福祉会	本園・分園について 注意点の欄参照	みたか小鳥の森保育園	22
7:00～18:00	18:00～20:00	0歳児クラス～	社会福祉法人新川中原保育会		みたかつくしんぼ保育園	29
7:00～18:00	18:00～19:00	満1歳～	社会福祉法人東京弘済園		弘済保育所(おひさま保育園)	11
7:00～18:00	18:00～20:00	満1歳～	株式会社こどもの森		まなびの森保育園三鷹	30
7:30～18:30	18:30～19:30	満1歳～	社会福祉法人楽山会		第二椎の実子供の家	12
7:00～18:00	18:00～20:30	満1歳～	ライクアカデミー株式会社		にじいろ保育園三鷹下連雀	13
7:30～18:30	18:30～20:30	1歳児クラス～	特定非営利活動法人 ケンパ・ラーニング・コミュニティ協会	本園・分園について 注意点の欄参照	ケンパ井の頭	23
7:30～18:30	18:30～19:30	1歳児クラス～	株式会社HOPPA三鷹		京進のほいくえんHOPPAたかの子	36
7:00～18:00	18:00～20:30	0歳児クラス～	株式会社ポピンズ		ポピンズナーサリースクール三鷹南	14
7:00～18:00	18:00～20:00	満1歳～	株式会社こどもの森		三鷹もりのこ保育園	15
7:00～18:00	18:00～20:30	満1歳～	ライクアカデミー株式会社		にじいろ保育園三鷹新川	31
7:00～18:00	18:00～20:30	満1歳～	ライクアカデミー株式会社		にじいろ保育園三鷹牟礼	17
7:30～18:30	18:30～19:30	1歳児クラス～	トキ株式会社	本園・分園について 注意点の欄参照	牟礼の森トキ保育園	18
7:00～18:00	18:00～20:00	0歳児クラス～	社会福祉法人どろんこ会		三鷹どろんこ保育園	37
7:00～18:00	18:00～20:00	満1歳～	株式会社グローバルキッズ		グローバルキッズ三鷹園	38
7:00～18:00	18:00～20:00	満1歳～	社会福祉法人ちしろの森		三鷹ちしろの木保育園	39
7:30～18:30	18:30～20:30	0歳児クラス～	株式会社Kids Smile Project		キッズガーデン三鷹上連雀	40
7:00～18:00	18:00～20:00	1歳児クラス～	株式会社学研ココファン・ナーサリー		ココファン・ナーサリー三鷹	41
7:15～18:15	18:15～19:30	満1歳～	株式会社コスモズ		みたいぐコスモ保育園	42
7:00～18:00	18:00～20:00	0歳児クラス～	株式会社 モード・プランニング・ジャパン		三鷹新川雲母保育園	43
7:00～18:00	18:00～20:00	0歳児クラス～	株式会社ソラスト		ソラストみたか台保育園	44
7:30～18:30	18:30～19:30	0歳児クラス～	ビーフェア株式会社		京進のほいくえん ビーフェア北野けやきの里	45
7:00～18:00	18:00～20:00	0歳児クラス～	株式会社ポピンズ		ポピンズナーサリースクール 三鷹下連雀	46
7:00～18:00	18:00～19:00	0歳児クラス～	社会福祉法人こころ福祉会		みたかこころ保育園	47
7:00～18:00	18:00～20:00	満1歳～	株式会社ケア21		うれしい保育園三鷹中原	48
7:30～18:30	18:30～19:30	1歳児クラス～	トキ株式会社	令和4年4月 新規開設予定	ときむれのこ保育園(仮称)	49

《選考に関する注意点》
 ○ケンパ井の頭・みたか小鳥の森保育園・牟礼の森トキ保育園の本園・分園について
 ケンパ井の頭0歳児・1歳児クラス・みたか小鳥の森保育園の1歳児・2歳児クラス・牟礼の森トキ保育園の2歳児クラスへの申し込みの際には、本園、分園を選択することは出来ません。通園する園については、入園児童が決定した後、園運営を考慮した上で園が決定し、園よりお知らせします。

《 三鷹市 認可保育所等一覧 》

定員は変更になる場合があります。運用定員は、基準の範囲内で弾力的に運用している人数も含めています。

MAP 番号	保育園名	所在地	電話番号	開設年月日	保育 年齢	運用定員						
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
公私連携型												
34	三鷹西野保育園	深大寺3-3-10	39-7030	S47.6.1	0～5	9	10	12	22	24	24	101
7	三鷹駅前保育園	下連雀3-30-12 2F	79-5441	H14.4.1	0～2	7	13	15				35
8	認定こども園 三鷹ちどりこども園	上連雀4-12-26	72-9220	H19.4.1	1～5		5	8	15	15	15	58
19	三鷹赤とんぼ保育園	牟礼3-9-3	40-0600	H28.4.1	0～5	12	20	24	25	25	25	131
9	三鷹南浦西保育園	下連雀7-2-1	40-7551	S44.6.1	1～5		20	24	24	24	24	116
公立(公設公営)												
1	中央保育園	上連雀6-11-16	40-7540	S31.8.1	0～5	12	20	24	28	28	28	140
2	南浦東保育園	下連雀6-12-1	40-7166	S51.5.1	0～5	9	12	12	25	25	25	108
3	あけぼの保育園	上連雀4-11-21	40-7555	S38.8.1	0～5	9	12	12	25	25	25	108
24	新川保育園	新川5-7-2	40-7553	S38.9.1	0～5	9	15	18	22	25	25	114
4	山中保育園	上連雀7-19-1-100	40-7542	S49.8.20	0～2	9	22	24				55
25	中原保育園	中原4-35-4-101	40-7170	S51.4.1	1～5		15	22	25	25	25	112
5	下連雀保育園	下連雀4-19-4	40-7160	S52.4.1	0～5	9	10	12	24	25	25	105
6	上連雀保育園	上連雀5-1-27	40-7168	S53.5.25	1～5		15	18	24	25	25	107
32	野崎保育園	野崎3-12-11	39-7050	S55.8.1	0～5	9	12	12	22	25	25	105
公立(公設民営)												
26	東台保育園	中原2-17-39	79-7728	H13.4.1	0～5	9	12	12	12	12	12	69
16	牟礼保育園	牟礼7-4-52	76-0883	S43.7.1	0～5	6	10	18	20	20	20	94
33	大沢台保育園	大沢2-2-52	39-3177	H18.4.1	0～5	6	9	11	12	12	12	62
27	こじか保育園	新川6-7-8	71-2211	H20.4.1	1～5		10	12	14	14	14	64
地域型保育施設(小規模保育施設) 三鷹市民専用施設												
b	びかびか保育園 【A型】	下連雀3-4-20-101	70-1192	H27.4.1	0～2	3	8	8				19
f	こもれび家庭的グループ保育室 イデオ 【O型】	新川1-15-1	24-7187	H26.7.1	0～2	グループ1 計5人 グループ2 計5人						10
地域型保育施設(事業所内保育施設) 三鷹市民専用施設												
g	ことぶき保育園 【A型】	野崎2-11-12	30-9813	H27.4.1	0～2	3(2)	5(4)	6(5)				14(11)
地域型保育施設(家庭的保育施設) 三鷹市民専用施設												
c	小野寺家庭保育室	新川1-14-11	090-4410-4429	H12.5.1	0～2	計 5						5
d	篠原家庭保育室(ポッポ)	中原1-23-1	03-3300-0094	H18.4.1	0～2	計 4						4
a	蒲生家庭保育室	上連雀3-13-4	76-5776	H22.9.29	0～2	計 4						4
e	こもれび家庭的保育室もこもこ	新川4-25-14-105	24-6435	H24.6.1	0～2	計 5						5
h	家庭保育室いずみ保育園	大沢3-5-4	26-4814	H28.4.1	0～2	計 5						5

《注意点》

- 原則として、自動車での送迎はできませんのでご注意ください。
○ 園により若干名の障がい児・医療的ケア児等特別な配慮を必要とするお子さんの受け入れを行っています。(P11参照)

※延長保育は通常の保育料の他に延長保育料を負担していただきます。土曜日の延長保育時間については施設に直接お問い合わせ下さい。

基本保育時間	延長保育		運営主体	備考	保育園名	MAP 番号
	延長保育時間 (月～金)	対象年齢				
公私連携型						
7:30～18:30	18:30～19:30	1歳児クラス～	社会福祉法人 三鷹市社会福祉事業団		三鷹西野保育園	34
7:00～18:00	18:00～22:00	0歳児クラス～			三鷹駅前保育園	7
7:30～18:30	18:30～19:30	1歳児クラス～		保育所型認定こども園	認定こども園 三鷹ちどりこども園	8
7:30～18:30	18:30～19:30	1歳児クラス～			三鷹赤とんぼ保育園	19
7:30～18:30	18:30～19:30	1歳児クラス～			三鷹南浦西保育園	9
公立(公設公営)						
7:30～18:30	18:30～19:30	1歳児クラス～	三鷹市		中央保育園	1
7:30～18:30	18:30～19:30	1歳児クラス～			南浦東保育園	2
7:30～18:30	18:30～19:30	1歳児クラス～			あけぼの保育園	3
7:30～18:30	18:30～19:30	1歳児クラス～			新川保育園	24
7:30～18:30	18:30～19:30	1歳児クラス～			山中保育園	4
7:30～18:30	18:30～19:30	1歳児クラス～			中原保育園	25
7:30～18:30	18:30～20:30	1歳児クラス～			下連雀保育園	5
7:30～18:30	18:30～19:30	1歳児クラス～			上連雀保育園	6
7:30～18:30	18:30～19:30	1歳児クラス～			野崎保育園	32
公立(公設民営) ※運営主体との契約は、原則として単年度ごとの契約となります。						
7:00～18:00	18:00～20:00	0歳児クラス～	株式会社ベネッセスタイルケア		東台保育園	26
7:00～18:00	18:00～20:00	0歳児クラス～	株式会社こどもの森		牟礼保育園	16
7:00～18:00	18:00～20:00	0歳児クラス～	株式会社ベネッセスタイルケア		大沢台保育園	33
7:00～18:00	18:00～20:00	1歳児クラス～	株式会社こどもの森		こじか保育園	27
地域型保育施設(小規模保育施設) 三鷹市民専用施設						
7:30～18:30	18:30～19:30	1歳児クラス～	株式会社Cozy Village		びかびか保育園 【A型】	b
8:00～18:00	応相談		特定非営利活動法人アビリティクラブ たすけあいみたか たすけあいワークスこもれび	短時間専用施設 (第一希望優先選考園)	こもれび家庭的グループ保育室 イデオ 【C型】	f
地域型保育施設(事業所内保育施設) 三鷹市民専用施設						
7:30～18:30	18:30～19:30	1歳児クラス～	一般社団法人 +Laugh	定員のうち、地域枠は11名	ことぶき保育園 【A型】	g
地域型保育施設(家庭的保育施設) 三鷹市民専用施設						
8:30～17:30	応相談		小野寺 朱美	短時間専用施設 (第一希望優先選考園)	小野寺家庭保育室	c
8:00～17:30	応相談		篠原 由美子		篠原家庭保育室(ポッポ)	d
8:30～17:30	応相談		蒲生 朋子		蒲生家庭保育室	a
8:30～18:00	応相談		特定非営利活動法人アビリティクラブ たすけあいみたか たすけあいワークスこもれび		こもれび家庭的保育室もこもこ	e
8:00～18:00	応相談		特定非営利活動法人 オアシスの会		家庭保育室いずみ保育園	h

○短時間保育専用施設利用の選考方法について(P16参照)
 ・短時間保育専用施設は第一希望優先選考となります。これらの施設を第一希望とした方は、保育園等の一次選考よりも前に利用調整(選考)を行います。
 (選考結果は、保育園等と同時に通知します。)
 ・入所がかなわなかった場合には、一次選考から他の希望保育園等の利用調整(選考)を行います。
 ※短時間専用施設以外の希望順位は選考の優劣には関係ありません。

東京都認証保育所（令和3年9月現在）

東京都認証保育所は、都民の多様化する保育ニーズに対応するための東京都独自の制度であり、東京都が定めた基準を満たし東京都に認証された民間の保育施設です。

東京都と三鷹市が施設に対して事業の指導を行い、運営費の一部を補助しています。

- 1 保育内容や入所申し込みについては、直接各施設へお問い合わせください。
- 2 入所するときは、施設と保護者の直接契約を締結することになります。
- 3 保育料は、各施設で金額を設定し、各施設で徴収します。
- 4 保育料について幼児教育・保育無償化の対象となるためには、市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。
- 5 三鷹市からの助成金制度があります。（P45 参照）

《三鷹市内の東京都認証保育所》

施設名	住所	電話	定員
みたか中央通り保育室	下連雀 3-31-2 2F	40-0031	26
三鷹プチ・クレイシュ	下連雀 3-34-22 3F	49-5818	40
あきやま保育室	下連雀 3-45-16 2F	26-9270	46
ビ・フィールドこども愛々保育園三鷹	下連雀 3-34-13 2F	71-5030	24
a i m（アイム）保育園	上連雀 2-8-20 1F	76-2676	25
エトワール保育園三鷹駅前	下連雀 3-24-3-201	70-2622	40
さくらんぼ保育室	下連雀 7-1-26 2F	44-4880	24
ポピンズナーサリースクール三鷹	新川 4-11-17	24-2151	24
保育園トキ三鷹駅前園	下連雀 3-22-10 2F	24-7175	40
春ひな保育園	下連雀 5-5-1 2F	45-2202	20
三鷹すみれ保育園	下連雀 3-16-16	26-5691	40
ペガサス保育園三鷹駅前	下連雀 3-34-15-201	72-8545	40

※市外の認証保育所につきましては東京都福祉保健局のホームページにてご確認をお願いいたします。

【東京都福祉保健局ホームページ】

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninsyo/ichiran.html>

企業主導型保育施設（令和3年9月現在）

多様な働き方に対応する保育サービスを提供するため、企業が国の助成を受けて、主として従業員のために設置した保育施設です。

「地域枠」として、従業員以外のお子さんの受け入れもしています。

- 1 保育内容や入所申し込みについては、直接各施設へお問い合わせください。
- 2 入所するときは、施設と保護者の直接契約を締結することになります。
- 3 保育料は、各施設で金額を設定し、各施設で徴収します。
- 4 三鷹市からの助成金制度があります。（P45 参照）

《三鷹市内の企業主導型保育施設》

施設名	住所	電話	定員
グローバルキッズ三鷹台園	井の頭2-7-9 2F	29-9755	18
ふぁみりあ保育園	中原4-34-22	24-8035	11
さくら保育園	下連雀3-20-9 1F	77-7775	28
ひばりの保育 仙川のいえ	北野4-8-40	03-6279-6185	18
ぴかぴか保育園 みたか駅	上連雀1-1-5 1F	38-7189	18
オハナレア吉祥寺園	新川6-3-10 1F	90-3905	15
保育ルーム すまいる 三鷹駅南口園	下連雀4-17-12 2F	24-9050	15
まどみ保育園 三鷹	上連雀1-1-3 1F	38-8017	18
三鷹げんきグローバル保育園	大沢4-10-5	30-5873	31
みたかだいナースリー	井の頭2-13-21	43-7953	18

※市外の企業主導型保育施設については、東京都福祉保健局のホームページをご確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/ninkagai-ichiran/ninkagai_list.html

その他の認可外保育施設

都内の認可外保育施設については、東京都福祉保健局のHPにてご確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/ninkagai-ichiran/ninkagai_list.html

幼児教育・保育無償化について

令和元年 10 月から始まった幼児教育・保育の無償化により、認可保育園・認定こども園や幼稚園などの基本保育料のほか、市区町村から確認を受けた認可外保育施設等の利用料についても、上限額までの範囲内で無償化されました。

認可外保育施設等の無償化は、認可保育所等とは異なり、施設や事業所に利用料を支払った後に、三鷹市に対して無償化給付の請求を行っていただく必要があります。請求をするためには、施設を利用する前月末日までに、三鷹市から「施設等利用費給付認定（保育の必要性の認定）」を受ける必要があります。

詳しくは、子ども育成課保育施設係にお問い合わせいただくか、三鷹市ホームページをご覧ください。

https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/081/081448.html

（三鷹市ホームページ→子育て・教育→子育て支援・助成・相談→子育て支援に関するサービス・制度）

認可外保育施設利用助成金について

三鷹市では認可外保育施設（下記対象施設）に児童を預けている保護者に対し、認可保育園の保育料と同程度の負担となるよう、保育料の負担を軽減するための利用助成を実施しています。

<対象施設>

- ・東京都認証保育所
- ・指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている認可外保育施設（市内の企業主導型保育施設については、証明書が発行されている施設と同等の基準を満たすと認めた施設を含む。）

詳しくは、子ども育成課保育施設係にお問い合わせいただくか、三鷹市ホームページをご覧ください。

https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/090/090522.html

（三鷹市ホームページ→子育て・教育→保育園等→各種保育サービス・お知らせ）

ベビーシッター利用支援事業について

三鷹市では、東京都が実施するベビーシッター利用支援事業を活用し、待機児童の保護者または育児休業を 1 年間取得した後復職する保護者が、児童が認可保育所等へ入所するまでの間、東京都の認定を受けたベビーシッター事業者を利用する場合の利用料の一部を助成します。

詳しくは、子ども育成課保育施設係にお問い合わせいただくか、三鷹市ホームページをご覧ください。

https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/079/079008.html

（トップページ→子育て・教育→保育園等→各種保育サービス・お知らせ）

三鷹市子ども家庭支援センター等の一時預かり事業

・・・一時的に保育にお困りの方は・・・

利用できるのは市内にお住まいのお子さんと保護者の方です

	①子ども ショートステイ	②特定一時保育	③一時保育	④トワイライト ステイ	⑤病児保育
要件	保護者が、1. 疾病・出産などで入院、2. 親族などの看護・介護、3. 死亡・行方不明・不在、4. 災害や事故、5. 冠婚葬祭など社会的な事由で保育が出来ないとき		要件はありません (一時的に保育できないとき、仕事などで帰宅が遅くなるとき、休日に不在で保育が出来ないときなど)		子どもが病気の回復期にあるが、保育園等の集団保育は困難で、保護者が仕事などのため保育できないこと
対象	市 内 に 住 所 が あ り 、 集 団 保 育 が 可 能 な 児 童				市内に住所がある生後4か月～小学校就学前の児童
	満2歳～小学校6年生	生後3か月～小学校就学前の児童	生後3か月～小学生		
内容	宿泊を伴う保育。施設から幼稚園、保育園や小学校への送迎。7日間以内	日中の保育 15日間以内(各施設の休園日を含む)	日中・夜間の保育 1時間単位	日中、夜間の保育、学童保育所からの送迎など	日中の保育 連続7日間以内
施設・定員	児童養護施設朝陽学園 (大沢 2-4-1) 定員：2人	中央、山中、新川、南浦東、上連雀、野崎保育園 定員：各1人	三鷹駅前保育園 ※子ども家庭支援センターのびのびひろば隣接 (下連雀 3-30-12) 三鷹市中央通りタウンプラザ3階 定員：1時間あたり各15人		(1)あきやまルーム (下連雀 3-45-16 びゅうリット三鷹3階) 定員：4人 (2)ポピンズルーム杏林 (新川 4-11-17) 定員：4人
登録	事前登録は不要 ※申し込み後に施設との面談が必要となります		事前登録が必要 ※登録の際は事前にご連絡ください		事前登録が必要
申込方法	子ども家庭支援センターりぼんへ申し込む。 月～金曜日の午前8時30分～午後5時 TEL 0422-40-5925 (※詳細については、必ずお問い合わせください。)	子ども家庭支援センターのびのびひろばへ申し込む。 月～土曜日の午前8時30分～午後7時 TEL 0422-40-2926 (※詳細については、必ずお問合せください)			(1)あきやま子どもクリニック(上連雀 4-3-3) TEL0422-70-5777 (2)ポピンズルーム杏林 (新川 4-11-17) TEL0422-24-2153

⑥ ファミリーサポート

子育ての手助けをして欲しい人(利用会員)と子育て援助ができる人(援助会員)との相互援助活動を、市が事務局となって運営する事業です。この相互援助活動は、まず会員登録をしていただき、利用会員と援助会員の顔合わせを行った後で、初めて開始されます。

※開所時間：月～金曜日のAM9：00～PM6：00 ※登録の際は、事前にご連絡下さい。

※申込み先：みたかファミリーサポートセンター(三鷹市子ども家庭支援センターのびのびひろば内)
三鷹市下連雀 3-30-12 三鷹市中央通りタウンプラザ 3 階 TEL 0422-76-6817

市内一時預かり施設の紹介

一時的に保育できない時、またリフレッシュでも利用できます。

※ 詳細については、各施設にお問い合わせ下さい。

施設名	所在地	電話	定員	対象
椎の実子供の家	大沢4-8-8	0422-32-4103	4	満1歳から就学前まで 健康で集団生活が可能なお子さん
みたか小鳥の森保育園	井の頭5-22-8	0422-45-4558	5	満1歳から4歳未満まで 離乳が完了し、健康で集団生活 が可能なお子さん
みたかつくしんぼ保育園	中原1-29-35	03-3308-3507	8	満1歳から就学前まで 離乳が完了しているお子さん
弘済保育所（おひさま保育園）	下連雀5-2-5	0422-49-8893	6	概ね1歳から就学前まで 三鷹市内在住で離乳食が完了 し、集団生活が可能なお子さん
第二椎の実子供の家	上連雀6-25-31	0422-44-4103	6	満1歳から就学前まで 健康で集団生活が可能なお子さん
にじいろ保育園三鷹下連雀	下連雀1-4-22	0422-26-5684	5	満1歳から就学前まで 離乳が完了しているお子さん
ケンバ井の頭分園	井の頭1-31-22	0422-70-7530	3	満1歳から就学前まで
三鷹どろんこ保育園	井口1-23-9	0422-30-5923	余裕活用型	生後57日から5歳児まで
三鷹ちしろの木保育園	野崎2-11-7	0422-30-9098	4	1歳児から就学前まで
三鷹西野保育園	深大寺3-3-10	0422-32-2772	6	生後3か月から就学前まで 三鷹市内在住で集団生活が可能 なお子さん
三鷹駅前保育園	下連雀3-30-12	※問い合わせ先 子ども家庭支援センターのびのびひろば 0422-40-2926	15	生後3か月から就学前まで 三鷹市内在住で集団生活が可能 なお子さん
三鷹赤とんぼ保育園	牟礼3-9-3	0422-41-0333	6	生後3か月から就学前まで 三鷹市内在住で集団生活が可能 なお子さん
牟礼保育園	牟礼7-4-52	0422-76-0883	6	生後3か月から就学前まで 三鷹市内在住で集団生活が可能 なお子さん
三鷹市子ども発達支援センター 一時保育 ほしのこ	新川6-37-1 三鷹中央防災公園・元気 創造プラザ1階	0422-45-1133	10	満1歳から就学前まで 集団生活が可能なお子さん
認定こども園 三鷹台幼稚園	井の頭2-13-20	0422-43-7417	10	満3歳から就学前まで 健康で集団生活が可能なお子さん
スポット保育室 チューリップ	下連雀3-45-16 びゅうリエット三鷹3階	0422-26-9281	6	生後6か月から7歳（1年生）ま でのお子さん
あかね保育の会一時保育 びわの き（令和3年4月1日から休止）	下連雀2-18-12	090-1800-1470	7	満1歳から就学前まで 離乳が完了しているお子さん

（令和3年7月1日現在）

市内親子ひろばの紹介

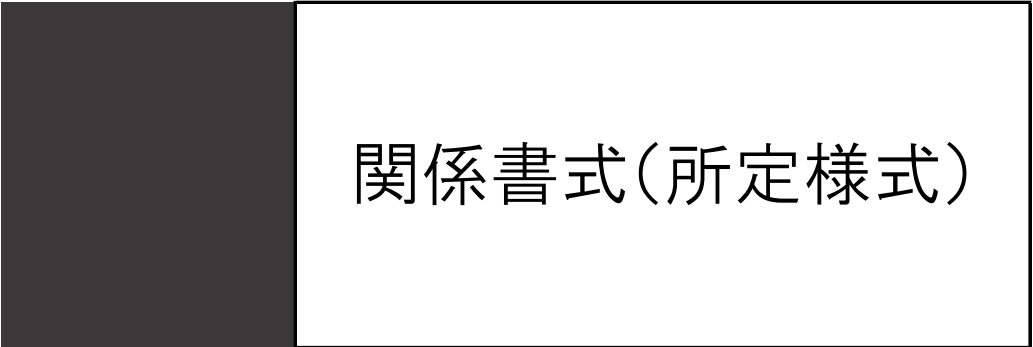
主に乳幼児をもつ地域の子育て家庭支援のために、子どもや親同士が気軽に集い、和やかな雰囲気の中で語り合ったり、育児講座などの啓発活動や育児相談などを行う場所です。各施設において、親子の楽しい時間が過ごせるスペースを用意し、様々なプログラムを実施しています。

※ 詳細については、各施設にお問い合わせ下さい。

ひろば名	所在地	電話	対象
子ども家庭支援センター すくすくひろば	下連雀4-19-6	0422-45-7710	0歳～3歳 (4歳になる年度の3月まで)
親子ひろば ひまわり (三鷹駅前保育園)	下連雀3-30-12 三鷹市中央通りタウン プラザ3階	0422-79-5441	0歳～3歳 (4歳になる年度の3月まで)
つくつくひろば (みたかつくしんぼ保育園)	新川1-10-20 (みたかつくしんぼ保育園とは別の 建物になります)	03-5384-2441	0歳から3歳まで
HOT・ホッ・きらきら (こじか保育園)	新川6-7-8 こじか保育園内	0422-71-2211	0歳から就学前まで
たんぼひろば (おひさま保育園)	下連雀5-2-5 おひさま保育園内	0422-49-8893	0歳から3歳まで (そのほかの年齢も利用可能な場合 があります)
ひろばぴっぴ (みたか小鳥の森保育園)	井の頭5-23-8 (みたか小鳥の森保育園とは別の 建物になります)	0422-45-4558	0歳から3歳まで
おやこでよって チョコッとあつぷるーむ	下連雀4-17-23 市民協働センター内	0422-46-0048	主に0歳から3歳まで (親子で参加、プレママ(妊娠中の方) も可)
つぎあてポッケ	大沢1-16-26	0422-34-0040	0歳から6歳まで (そのほかの年齢も利用可能)
むらさき子どもひろば	下連雀1-25-2	0422-49-5500	0歳から就学前まで
西多世代交流センター (乳幼児のあそびひろば)	深大寺2-3-5	0422-31-6039	0歳から就学前まで
東多世代交流センター (わくわく・ひよこちゃんランド)	牟礼2-13-19	0422-44-2150	0歳から就学前まで
親子ひろば ひよこ	新川6-37-1 三鷹中央防災公園・元気創造 プラザ1階	0422-45-1122	0歳～3歳 (4歳になる年度の3月まで)
子育てひろば てくてく	深大寺1-3-3	0422-26-4381 (アフタフ・バーバン内)	0歳から6歳まで (状況に応じて就園児、小学児童の 受入可)
ちきんえっぐ (三鷹どろんこ保育園)	井口1-23-9 三鷹どろんこ保育園内	0422-30-5923	0歳から就学前まで
子育て広場「モモ」 (あきやま保育室)	下連雀3-45-16 びゅうリエット三鷹3階	0422-26-9270	0歳から6歳まで
おやこひろば えいえい	新川4-18-2 えんがわ家1階	070-8360-3258	0歳から6歳まで (そのほかの年齢も利用可能)
子育てひろばひだまり	下連雀7-6-18	0422-49-2671	0歳から3歳まで
子育てひろばあおいとり	下連雀2-18-12	090-1800-1470	0歳から3歳まで

(令和3年7月1日現在)

《MEMO》



関係書式(所定様式)

保育所等申し込みの申請書や関係書式は
〈みたか子育てねっと〉からダウンロードが可能です。

※令和4年4月より新しい子育てのHPに移行予定です。
以下の〈みたか子育てねっと〉は令和4年3月末までの運用となりますので、
ご注意ください。

Q みたか子育てねっと

The image shows a screenshot of the 'Mita-ka Jiyote-netto' website. At the top, there is a search bar with the text 'Q みたか子育てねっと' and a close button 'X'. Below the search bar, a large grey arrow points down to the website's header. To the right of the arrow, a QR code is displayed. The website header features a navigation menu with links: ホーム (Home), 子育てナビ (Child-rearing Guide), 施設情報 (Facility Information), みたか子育てMAP (Mita-ka Child-rearing Map), 支援・サービス (Support/Services), イベント情報カレンダー (Event Information Calendar), and 相談する (Consultation). The main content area includes a section titled '子ども・子育て支援新制度 Q&A' (New Child-rearing Support System Q&A) with a '詳しくはこちら' (Click here for details) link. Below this is a 'ステージ別で見る' (View by Stage) section with buttons for 妊婦 (Pregnant woman), 0歳 (0 years old), 1歳 (1 year old), 2歳 (2 years old), and 3歳 (3 years old). A callout box with a green border points to the '申請書ダウンロード' (Download Application Form) link in the left sidebar. The callout box contains the text: 'こちらの【申請書ダウンロード】よりダウンロードが可能です。' (You can download from this 【Download Application Form】).

こちらの【申請書ダウンロード】よりダウンロードが可能です。

関係書式(所定様式)一覧

(必要に応じてコピーしてご使用ください。)

ページ	書式		用途
53	採用・在職・内職 証明書		勤務先が就労状況を証明するもの
54	【記載例】採用・在職・内職 証明書		勤務先が「採用・在職・内職 証明書」を記入する際に参考にするもの
55	就労状況申告書		自営業の方が就労状況を申告するために使用するもの
56	【記載例】就労状況申告書		就労状況申告書を記入する際に参考にするもの
57	スケジュール表		自営業の方、介護・看護をしている方、就学中の方が日中のスケジュールを申告するためのもの
58	【記載例】スケジュール表		スケジュール表を記入する際に参考にするもの
59	介護・看護状況申告書		介護・看護をしている状況を申告するために使用するもの
60	児童在籍証明書		認可外保育施設等の利用状況を施設が証明するもの (提出すると選考時に加点される場合があります。) ※契約書のコピーと領収書等の保育料を支払ったことが証明できるものでも代用可能
61	就労開始証明書		勤務先が、就職内定の方が就労を開始したことを証明するもの
62	復職証明書		勤務先が、育児休業から復職したことを証明するもの
63	保育所等入所申込変更届		希望園の変更をするときに使用するもの
64	保育所等入所	申込取下届	申し込みの取り下げ、内定を辞退するときに使用するもの
		内定辞退届	
65	育児休業中の方の入所申請変更届		①「入所希望なし(育児休業延長希望)」から「入所希望あり」、 ②「入所希望あり」から「入所希望なし(育児休業延長希望)」へ変更をする場合に使用するもの
66	保育所等退所届		保育園を退園する際に使用するもの 三鷹市外に転出した後も同じ施設に継続して通う場合にも提出
67	利用者負担額減免申請書		減免申請の際に使用するもの
68	誓約書(4月入所時のみ)		出産予定で申し込みの方が提出するもの
69	家庭状況(変更)確認書		家庭状況が変更した際に使用するもの
70	郵便宛名用紙		書類を三鷹市子ども育成課あてに送付する際に使用するもの

※ 学童保育所の申込には使用できません。

※外勤用

(令和4年度)
(あて先) 三鷹市長

(採用・在職・内職) 証明書

1 勤務者氏名			2 勤務者住所		
3 勤務先名称			4 就労地	☐ 下記、事業所所在地と同じ ☐ その他 ()	
5 採用年月日	年 月 日 ☐ 予定		6 仕事内容	※保育士・幼稚園教諭・介護職の方は下記13、14番をご記入ください。	
7 勤務日数	週 日・月 日間		8 休日	☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 ☐ 日 ☐ 不定期	
9 勤務時間 ※就労規則上の時間 (残業含まない)	通常勤務時間 時 分 ~ 時 分		(うち実働 時間 分、休憩時間 時間 分)		
	▷ 就労規則上の時間短縮制度: ☐ 有 (☐ 取得中) ☐ 無		▷ 取得期間: 年 月 ~ 年 月 ☐ 予定		
	▷ 取得中の勤務時間: 時 分 ~ 時 分		(うち実働 時間 分、休憩時間 時間 分)		
10 賃金状況	①時給 円/時間		②日給 円/日		③月給 (基本給) 円/月
	④その他 (具体的に:) 勤務日数=①+②+③+④				
11 給与実績 (直近6か月分)	直近6か月 (産休・育休除く)		対象勤務期間		勤務日数
	H・R 年 月 分		月 日 ~ 月 日		日
	H・R 年 月 分		月 日 ~ 月 日		日
	H・R 年 月 分		月 日 ~ 月 日		日
	H・R 年 月 分		月 日 ~ 月 日		日
	H・R 年 月 分		月 日 ~ 月 日		日
	H・R 年 月 分		月 日 ~ 月 日		日
※ 総支給額…手当等を含む総支給額 (社会保険料等の控除前の金額)、但し交通費・賞与は除く。 ※ 有給休暇には会社独自の休暇で給与が発生している休暇を含む。(例: 夏季休暇等) ※ 産前産後休暇・育児休業を取得している場合は、産休・育休に入る前の直近6か月分を記載。 ※ 上記給与と実績期間中に10賃金状況で昇給等があった場合、15備考欄に記載。					
12 産休育休 ②は就労規則 や育児介護休 業法に基づい た休暇に限る	記入欄1 (直近の産休育休)		記入欄2 (直近以外の産休育休)		
	① 産前産後休暇	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日		
	② 育児休業期間	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日		
	③ 職場復帰日	☐ 産休、育休最終日の翌日 ☐ その他 (年 月 日 予定) ⇒ 復帰後、復職証明書提出 ☐ 復職済			
	④ 育休中に認可保育園に入園した場合、入園月の翌月1日までに育児休業を短縮して職場復帰をすることが ☐ 可能 ☐ 不可能				
13 保育士等としての勤務実績	資格・免許取得状況 (取得予定含む)	① ☐ 保育士資格 ☐ 幼稚園教諭免許 ② ☐ 取得済み ☐ 取得予定【 年 月 日】			
	施設等種別	☐ 保育所 ☐ 認可幼稚園 ☐ 認定こども園 ☐ その他 ()			
14 介護職としての勤務実績	資格・免許取得状況 (取得予定含む)	① ☐ 介護福祉士 ☐ 介護職員初任者研修修了者 ☐ 介護職員実務者研修修了者 ② ☐ 取得済み ☐ 取得予定【 年 月 日】			
	勤務状況	☐ 介護職として介護に従事 ☐ その他 ()			
15 備考欄	例1) 上記実績期間中、〇年〇月に昇給 (基本給●●円→●●円) 例2) 日数短縮制度取得のため、週3日勤務 例3) 当社の社印・代表印は電子印となります。				

上記の事項について、事実と相違ないことを証明します。		証明日: 年 月 日
所在地: _____	社印または 代表者印 (スタンプ印不可)	取扱者名: _____ ㊞
名称: _____		
代表者: _____		
電話番号: _____		

・ここに記載された個人情報は、三鷹市保育所等事務にのみ使用し、他の目的に使用されることはありません。
・社印、代表印のないものは無効です。訂正したときは、雇用主 (事業主) の訂正印が必要です。
・消せるボールペンで記入されたものは無効です。また、修正液での訂正は認められません。

◎ 不明な点は、貴事業所の取扱担当者様に照会させていただくことがあります。予めご了承下さい。

記入に関してご不明点がありましたら、下記までご連絡ください。

〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1

子ども政策部子ども育成課 tel 0422-45-1151 (内線2732)

※ 虚偽の証明は無効です。※ 事業所・勤務先の方が記入してください。

保 護 者 記 入 欄	施設名	※ 申込中の場合は第一希望園を記入 ☐ 申込中 ☐ 在園中
	児童名 生年月日	(フリガナ) 平成・令和 年 月 日生

児童が複数いる場合、併記してください。

※ 学童保育所の申込には使用できません

(令和4年度)

(あて先) 三鷹市

(採用・在職・在職証明書の提出)

(保護者の方へ)

勤用

短時間制度を取得予定または過去に取得していた場合に記入。**(給与支給実績にかかわらず期間は必ず記入)**

予定と過去の両方取得している時は、備考欄か余白に記入。

日数短縮制度等で勤務日を減らしている場合は15備考欄(例2)へ記入。

採用・在職・在職証明書を勤務先に依頼する際には、こちらの注意書きも併せてお渡しください。市へ提出する際には、記入がきちんとされているか、再度確認してから提出をお願いします(記載漏れがあると、選考に不利になる場合があります)

1 勤務者氏名	2 勤務地名称	3 採用年月日	4 勤務日数	5 勤務時間
※就労規則上の時間(残業含まない) 通勤時間 9 時 0 分 ~ 17 時 30 分 就労規則上の時間短縮制度: ☐ 取得中の勤務時間: 10 時 0 分 ~ 16 時 30 分				
10 賃金 ●勤務日数は①実働日数②有給休暇③傷病休暇④コロナウイルスの影響による休業の日数がすべて合算された日数(例: 実働日数10日、有給3日、傷病3日、コロナでの休業3日であれば「勤務日数19日」で記載) ①~④は重複しないように記入してください。 ※有給休暇は勤務日数に含まれますが、欠勤は勤務日数には含まれません。 ※就労規則上での傷病休暇を認めている場合は③に記載。 ※コロナウイルスの影響により、休業、出勤抑制等があった場合には④に記載。本人の申し出により会社が認めた場合も含まれます。 ※土日祝日以外の公休日(年始年末休暇等)は勤務日数に含まれます。				
11 給与実績(直近6か月) ※給与実績は勤務日数に含まれますが、欠勤は勤務日数には含まれません。 ※就労規則上での傷病休暇を認めている場合は③に記載。 ※コロナウイルスの影響により、休業、出勤抑制等があった場合には④に記載。本人の申し出により会社が認めた場合も含まれます。 ※土日祝日以外の公休日(年始年末休暇等)は勤務日数に含まれます。				
12 産休育休 ① 産前産後休暇 R1 年 5 月 20 日 ~ R1 年 7 月 18 日 ② 育児休業期間 R1 年 7 月 19 日 ~ R2 年 3 月 31 日 ③ 職場復帰日 ☐ 産休・育休最終日の翌日 ☐ その他 (年 月 日 予定) ④ 育休中に認可保育園に入園した場合、入園月の翌月1日までに育児休業を短縮して職場復帰をすることが ☒ 可能 ☐ 不可能				
13 保育士等としての勤務実態 資格・免許取得状況 (取得予定含む) ① ☐ 保育士資格 ☐ 幼稚園教諭免許 施設等種別 ☐ 保育所 ☐ 認可幼稚園 ☐ 認定こども園 ☐ その他 ()				
14 介護職としての勤務実態 資格・免許取得状況 (取得予定含む) ① ☐ 介護福祉士 ☐ 介護職員初任者研修修了者 ☐ 介護職員実務者研修修了者 勤務状況 ☐ 取得済み ☐ 取得予定 (年 月 日)				
15 備考欄 例1) 上記実績期間中、○年○月に昇給(基本給●●円→●●円) 例2) 日数短縮制度取得のため、週3日勤務 例3) 当社の社印・代表印は電子印となります。 令和1年5月1日~令和1年5月19日まで就労規則上の傷病休暇取得 当社の社印・代表印は電子印となります。 証明書有効期限は、証明日から3か月です。				

補足がある場合や記入欄に記入しきれなかったことがあれば使用してください

例) 就労規則上での介護休暇取得 ●月○日~●月○日 など

電話番号: 03-XXXX-XXXX(内線XXXX)

証明書 社印・代表者印が電子印の場合、15備考欄へ記入(例3)

社印または 社印 (スタンプ印不可)

取扱者名: 加藤 三鷹

ここに記載された個人情報、三鷹市保育所等事務にのみ使用し、他の目的に使用されることはありません。

社印、代表印のないものは無効です。訂正したときは、雇用主(事業主)の訂正印が必要です。

消せるボールペンで記入されたものは無効です。また、修正液での訂正は認められません。

● 不明な点は、貴事業所の取扱担当者様に照会させていただくことがあります。予めご了承下さい。

記入に関してご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

〒181-8555 三鷹市野崎 1-1-1

子ども政策部子ども育成課 tel 0422-45-1151 (内線2732)

※ 虚偽の証明は無効です。※ 事業所・勤務先の方が記入してください。

保護者記入欄	施設名	※ 申込中の場合は第一希望園を記入
	児童名	☐ 申込中
	生年月日	☐ 在園中
	平成・令和 年 月 日生	

児童が複数いる場合、併記してください。

就 労 状 況 申 告 書

令和 年 月 日

保護者の就労状況について下記のとおり申告します。□があるものは☑してください。

※虚偽の証明は無効です。※別紙スケジュール表もご記入ください。

1 保護者	住 所	電話番号		
	氏 名	児童との続柄	父・母・祖父母・その他	
2 事業所	所 在 地	保護者住所と同一の場合は同上と記入 電話番号		
	名 称			
3 就 労 開 始 年 月 日	年 月 日 ⇒就労予定の方は賃金予定額(時給・日給・月給 円)			
4 業 種	☐ 小売 ☐ 卸売 ☐ 飲食店 ☐ 不動産業 ☐ 建築 ☐ 塗装 ☐ 土木 ☐ 保険 ☐ 美美容業 ☐ 印刷 ☐ 著作業 ☐ 運送業 ☐ 芸術芸能関係 ☐ 設備工事(電気水道等)業 ☐ 大工 ☐ 医療 ☐ 修理 ☐ その他() ※危険物の使用 ☐ 火気 ☐ 刃物(機械含む) ☐ 劇物 ☐ その他()			
5 仕 事 の 内 容 (具体的にご記入下さい。)				
6 代 表 者 と の 関 係	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ その他の親族(保護者との続柄:)			
7 従 業 員 の 構 成 (該 当 が あるものすべてに☑)	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ その他の親族(人・続柄:) ☐ その他の使用人(人)			
8 税 申 告	☐ 確定申告をしている ☐ 源泉徴収されている ☐ 青色専従者 ☐ 市民税都民税のみの申告 ☐ その他()			
9 収入	最近6か月の 収入状況	※産前産後休暇、育児に伴う休業の期間は除く		
		年 月分 円	年 月分 円	年 月分 円
		年 月分 円	年 月分 円	年 月分 円
10 育児に伴う休業の有無	☐ 無 ☐ 有 期間: 年 月 日 ~ 年 月 日 ※育児に伴う休業として取り扱う期間は、最長で出産日から2年間です。			
	復職日: 年 月 日 ※復職後、復職証明書(所定様式)を提出 ☐ 復職済			
	休業中に認可保育園に入園した場合、入園月の翌月1日までに育児に伴う休業を短縮して業務に復帰することが ☐ 可 ☐ 不可 入園が決まった場合は、入園後1か月以内に休業前と同条件(日数、時間等)で復職することが、入園の条件となります。			
11 備 考 欄	例)コロナで上の子供の保育園が休園になり、仕事に行けなかった(●月分:5日間、△月分10日間)			

記載された個人情報、三鷹市保育所等事務にのみ使用し、他の目的に使用されることはありません。
 記入に関してご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

保 護 者	(施設名)※申込中の場合は第一希望園を記入	☐ 申込中	児 童 名	(フリガナ)
記 入 欄		☐ 在園中	生年月日	平成・令和 年 月 日生

就 労 状 況 申 告 書

令和3年10月1日

保護者の就労状況について下記のとおり申告します。□があるものは☑

※虚偽の証明は無効です。※別紙スケジュール表もご記入ください。

出産前後や保育所入所後等に、就労条件(勤務日数や時間等)を変更する方は、変更前(現状)と変更後(予定)の「就労状況申告書」と「スケジュール表」を作成してご提出ください。
出産後、育児休業を取得している場合は、10 育児に伴う休業の有無 に記載してください。

1 保護者	住 所	三鷹市野崎1-1-1														
	氏 名	三鷹 花子	電話番号													
2 事業所	所 在 地	三鷹市中原〇-〇-〇														
	名 称	みたか屋														
3 就 労 開 始 年 月 日	2015 年 8 月 20 日 →就労予定の方は賃金予定額(時給・日給・月給 円)															
4 業 種	☐ 小売 ☐ 卸売 ☐ 飲食店 ☐ 不動産 ☐ 建築 ☐ 塗装 ☐ 土木 ☐ 保険 ☐ 美美容業 ☐ 印刷 ☐ 著作業 ☐ 運送業 ☐ 芸術芸能関係 ☐ 造作工事(電気水道等)業 ☐ 大工 ☐ 医療 ☐ 修理 ☐ その他 () ※危険物の使用 ☐ 火気 ☐ 刃物															
5 仕 事 の 内 容 (具体的に記入下さい。)	飲食店で接客、仕入れ															
6 代 表 者 と の 関 係	☐ 本人 ☒ 配偶者 ☐ その他の親族(保護者との続柄:)															
7 従 業 員 の 構 成 (該当があるものすべてに☑)	☒ 本人 ☒ 配偶者 ☒ その他の親族 (人・続柄:) ☐ その他の使用人 (人)															
8 税 申 告	☒ 確定申告をしている ☐ 源泉徴収されている ☐ 青色専従者 ☐ 市民税都民税のみの申告 ☐ その他 ()															
9 収 入	最近6か月	※産前産後休暇、育児に伴う休業の期間は除く <table border="1"> <tr> <td>令和2年 11 月分</td> <td>令和2年 12 月分</td> <td>令和3年 1 月分</td> </tr> <tr> <td>180,000 円</td> <td>180,000 円</td> <td>200,000 円</td> </tr> <tr> <td>令和3年 2 月分</td> <td>令和3年 3 月分</td> <td>令和3年 4 月分</td> </tr> <tr> <td>200,000 円</td> <td>150,000 円</td> <td>0 円</td> </tr> </table>			令和2年 11 月分	令和2年 12 月分	令和3年 1 月分	180,000 円	180,000 円	200,000 円	令和3年 2 月分	令和3年 3 月分	令和3年 4 月分	200,000 円	150,000 円	0 円
令和2年 11 月分	令和2年 12 月分	令和3年 1 月分														
180,000 円	180,000 円	200,000 円														
令和3年 2 月分	令和3年 3 月分	令和3年 4 月分														
200,000 円	150,000 円	0 円														
コロナの影響で休業要請により、勤務ができない、子供の学校(保育園)が休みで仕事ができなかった場合に月ごとに何日休業したかを書いてください (●月分 △日間)		☐ 無 ☒ 有 期間: 2021 年 6 月 15 日 ~ 2022 年 5 月 20 日														
		※育児に伴う休業として取り扱う期間は、最長で出産日から2年間です。														
		復職日: 2022 年 5 月 21 日 ※復職後、復職証明書(所定様式)を提出 ☐ 復職済														
		休業中に認可保育園に入園した場合、入園月の翌月1日までに育児に伴う休業を短縮して業務に復帰することが ☐ 可 ☐ 不可 入園が決まった場合は、入園後1か月以内に休業前と同条件(日数、時間等)で復職することが、入園の条件となります。														
		例)コロナで上の子供の保育園が休園になり、仕事に行けなかった(●月分:5日間、△月分:10日間) 例1)コロナで上の子供の学校が休校になり、仕事に行けない日があった。(3月分 5日間) 例2)都の休業要請に伴い、店を閉めていたため、勤務しなかった(4月分 18日間)														

記載された個人情報、三鷹市保育所等事務にのみ使用し、他の目的に使用されることはありません。
記入に関してご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

保 護 者	(施設名)※申込中の場合は第一希望園を記入	☒ 申込中	児 童 名	(フリガナ)ミタカ タロウ
記 入 欄	中央保育園	☐ 在園中	生 年 月 日	三鷹 太郎 平成・令和 3 年 6 月 15 日生

スケジュール表

記載例を参考に記入してください

保護者 氏名			児童との続柄				
内容	外勤・自営業・介護・看護・就学・その他()						
※記入上の注意 1 作業等の ①場所 ②時間 ③内容 がわかるようにご記入をお願い致します。 2 一週間の平均的な就労等の状況を記入してください。 3 申し込み時に 育児休業中の方は、休業前の時間 を記入してください。 4 入所後すぐに、就労時間を増やす予定の方は、増やす 前と後の スケジュール表を、 それぞれ(計2枚) ご提出ください。							
時間	月	火	水	木	金	土	日
7:00							
8:00							
9:00							
10:00							
11:00							
12:00							
13:00							
14:00							
15:00							
16:00							
17:00							
18:00							
19:00							
20:00							
21:00							
22:00							
労働時間							

【就労状況】* 以下は 自営業に該当する方のみ記載してください。

就労状況申告書の内容の仕事に関する確認です。

複数の時間帯があれば
余白に記載してください。

	時 分～ 時 分 (うち実労働時間 時間 分)
勤務時間	☐ 上記勤務時間は固定で拘束されている ☐ 上記勤務時間は調整することができる ☐ 特に決められた勤務時間はない
定休日	月・火・水・木・金・土・日・祝日・不定期(週 休)
勤務日数	月に 日勤務 ・ 週に 日勤務

保護者	☐ 申込中 (施設名)※申込中の方は第一希望園を記入してください	児童名	(フリガナ)
記入欄	☐ 在園中	生年月日	平成・令和 年 月 日生

スケジュール表 (記載例)

記載例を参考に記入してください

保護者氏名	三鷹 花子		児童との続柄	母			
内容	外勤・自営業・介護・看護・就学・その他()						
※記入上の注意							
1 作業等の ①場所 ②時間 ③内容 がわかるようにご記入をお願い致します。							
2 一週間の平均的な就労等の状況を記入してください。							
3 申し込み時に育児休業中の方は、休業前の時間を記入してください。							
4 入所後すぐに、就労時間を増やす予定の方は、増やす前と後のスケジュール表を、それぞれ(計2枚)ご提出ください。							
時間	月	火	水	木	金	土	日
7:00							
8:00		↑電車・バス	↑	↑	↑車	↑	
9:00							
10:00					自営(飲食店)仕入れ接客、営業		
11:00		自営(飲食店)仕込みあり					
12:00					✕食事・休憩		
13:00							
14:00		✕食事・休憩			自営(飲食店)		
15:00		✕					
16:00					↓車		
17:00		自営(飲食店)			徒歩(5分)		
18:00					↑		
自営(飲食店)と外勤(コンビニ)両方で働いていた時間を合算してください。							
※通勤時間は含みません							
		↓電車・バス			↓外勤(コンビニ)		
		↓帰宅	↓帰宅	↓帰宅	↓帰宅	↓帰宅	
労働時間	なし	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	なし

【就労状況】* 以下は 自営業に該当する方のみ記載してください。
就労状況申告書の内容の仕事についての確認です。

複数の時間帯があれば
余白に記載してください。

勤務時間	8時30分～ 20時 00分 (うち実労働時間 10 時間 30分) 金土は8時30分～16時(実働6.5時間)	
	☐ 上記勤務時間は固定で拘束されている ☒ 上記勤務時間は調整することができる	
	☐ 特に決められた勤務時間はない	
定休日	月・火・水・木・金・土・日・祝日・不定期(週 休)	
勤務日数	月に 20日勤務 ・ 週に 5日勤務	

保護者	☐ 申込中 (施設名)※申込中の方は第一希望園を記入してください	児童名	(フリガナ) ミタカ タロウ
記入欄	☐ 在園中 中央保育園	生年月日	三鷹 太郎 平成 令和 3年6月15日生

(あて先) 三鷹市長

ここに記載された個人情報は、三鷹市保育所等事務にのみ使用し、他の目的に使用されることはありません。

介護・看護状況申告書

保護者が介護・看護にあたっている状況について、下記のとおり申告します。

保 護 者	住 所			
	氏 名		児童との続柄	父・母・祖父母・その他 ()
介護・看護が必要な方の氏名・続柄			続柄	
介護が必要な方の住 所				
介護・看護を必要とする理由	身体障害者手帳 種 級		愛の手帳 度	
	精神障害者保健福祉手帳 級			
	介護保険証 介護認定 要介護 []		要支援	
	その他 (病名)			
介護・看護の状況 (○をつけてください)	食 事	・一人で行える	・一部介助	・全介助
	入浴、洗顔など	・一人で行える	・一部介助	・全介助
	排せつ	・一人で行える	・一部介助	・全介助
	特別な医療・介護等	・無	・有 ()	
介護・看護日数	介護にあたっている日数		一ヵ月あたり	日
	通院・通所に付添う日数		一ヵ月あたり	日
その他の具体的な介護・看護内容				

介護・看護に従事している方はこちらにご記入ください。

添付書類： 1. 身体障害者手帳 2. 愛の手帳 3. 精神障害者保健福祉手帳 4. 介護保険証
5. 診断書 6. 入院計画書等 () 7. 難病の医療証

保 護 者	(施設名) ※申込中の場合は第一希望園を記入	☐ 申込中	児 童 名	(フリガナ)
記 入 欄		☐ 在園中	生年月日	平成・令和 年 月 日生

〒181-8555 三鷹市野崎 1 - 1 - 1

児童が複数いる場合、併記してください。

三鷹市 子ども育成課 保育施設係 0422-45-1151 (内線 2732)

保護者 記入欄	(施設名)※申込中の場合は第一希望園を記入	☐ 申込中 ☐ 在園中	児童名 生年月日	(フリガナ) 平成・令和 年 月 日生
【産休・育休中に認可保育園の申し込みをされた方は下記に○をお願いします】 復職証明書の提出… 済・未				

※「未」の方は復職後、速やかに復職証明書を提出してください。復職証明書の提出が確認できれば加点の対象になりません。

(あて先) 三鷹市長
ここに記載された個人情報は、三鷹市保育所等事務にのみ使用し、他の目的に使用されることはありません。

児 童 在 籍 証 明 書 (令和4年度)

※事業所の方が記入してください ※虚偽の証明は無効です

所在地 _____
名 称 _____
代表者名 _____ 印

※取扱者名は代表者と取扱者が異なる場合のみ記入・押印してください

取扱者名 _____ 印

証明日 令和 年 月 日

以下の児童が当園に在籍していることを証明します。

児童氏名		生年月日	平成・令和 年 月 日
保護者氏名		住 所	
在 籍 園 名			
園の区分 該当するものに○をしてください	・認可幼稚園 ・認定こども園 ・認証保育所 ・企業主導型保育事業 ・家庭的保育（都制度） ・その他（具体的に： _____）		
当該児童が在籍を開始した日		平成・令和 年 月 日	
費 用 月 額		円	
契 約 日 数 (いずれかに○をしてください)		月 12 日以上 ・ 月 12 日未満	
契 約 時 間 (いずれかに○をしてください)		1 日 4 時間以上 ・ 1 日 4 時間未満	
備 考 (一時保育を利用の場合は、利用日数は月ごとに、利用時間は日ごとにご記入ください。別紙で明細等があり、 上記が把握できる場合は「別紙参照」と記載のうえ明細等の添付をお願い致します。)			

※不明な点は事業所の担当の方に照会させていただくことがありますのであらかじめご了承ください
〒181-8555 三鷹市野崎 1-1-1 三鷹市子ども育成課 保育施設係 0422-45-1151 (内線 2732)

保 護 者 記 入 欄	(施設名)※申込中の場合は第一希望園を記入	☐ 申込中 ☐ 在園中	児 童 名 生年月日	(フリガナ) 平成・令和 年 月 日生
----------------	-----------------------	--	---------------	------------------------

児童が複数いる場合、併記してください。

(あて先) 三鷹市長

ここに記載された個人情報は、三鷹市保育所等事務にのみ使用し、他の目的に使用されることはありません。

就 労 開 始 証 明 書

【記入に関する注意点】

外勤の方

・・・会社の担当者が記入・押印をお願いします。

自営業の方

・・・代表者の方が記入・押印をお願いします。

(自営業の方でご自身が代表者の場合は、ご自身で記入
していただいてもかまいません。)

名 称

所在地

代表者名

取扱者名

※取扱者名は代表者と取扱者が異なる場合のみ記入・押印してください

証明日：令和 年 月 日

※就労開始証明書は就労開始日以降に証明をお願いします。

下記の者について令和 年 月 日時点において採用内定していることを証明しましたが、以下のとおり就労開始したことを証明します。

全 員 記 入	職 種 (該当項目に○)	外勤・自営業	勤務者 氏 名	フリガナ
	勤務者住所			
	就 労 開 始 年 月 日	令和 年 月 日 就労開始 ※実際の勤務開始日ではなく、採用日を記入	勤 務 日 数	・週 日間 ・月 日間 } いずれかに記入
	休 日 (該当項目に○)	月 火 水 木 金 土 日 ・ 不定期 (月に 日)		
	雇用契約上の 勤務時間	通常勤務時間 (休憩・残業等を含まない勤務時間) 時 分 ～ 時 分 (実労働 時間 分)		
	就 労 地 (該当項目に✓ をして、「その他」 の場合は下に記入)	☐ 右上の証明者欄と同じ ☐ その他 (以下の「名称」「所在地」「電話」の記入をお願いします) ・名 称： ・所 在 地： ・電 話：		
外 勤 の 方 の み 記 入	時間短縮制度等 (外勤の方で該当 する場合のみ記入)	●就労規則上の勤務時間短縮等を行っている。(はい ・ いいえ) 時間短縮中の勤務時間・・・就労規則上の時間短縮を取得している場合のみご記入ください ※月 12 日以上、1 日 4 時間以上の就労が保育の必要性を満たす最低要件です。 時 分 ～ 時 分 (実労働 時間 分) ※日数を減らしている場合は備考欄に記入をお願いします。 (例：就労規則上の日数短縮制度により○年○月○日～○年○月○日まで週○日勤務)		
備 考 欄				

保 護 者 記 入 欄	(施設名)※申込中の場合は第一希望園を記入	☐ 申込中 ☐ 在園中	児 童 名 生年月日	(フリガナ) 平成・令和 年 月 日生
----------------	-----------------------	--	---------------	------------------------

児童が複数いる場合、併記してください。

(あて先) 三鷹市長

ここに記載された個人情報は、三鷹市保育所等事務にのみ使用し、他の目的に使用されることはありません。

復 職 証 明 書

【記入に関する注意点】

外勤の方

・・・会社の担当者が記入・押印をお願いします。

自営業の方

・・・代表者の方が記入・押印をお願いします。

(自営業の方でご自身が代表者の場合は、ご自身で記入
していただいてもかまいません。)

いずれかに○をお願いします

名 称

所在地

代表者名

取扱者名

※取扱者名は代表者と取扱者が異なる場合のみ記入・押印してください

証明日：令和 年 月 日

※復職証明書は復職日以降に証明をお願いします。

下記の者について（ 育児休業・産後休暇・その他【 】）に伴い、次のとおり復職して
いることを証明します。

全 員 記 入	職 種 (該当項目に○)	外勤・自営業	復職者 氏 名	フリガナ
	復職者住所			
	復 職 年 月 日	令和 年 月 日復職 ※実際の勤務開始日ではなく、復職日を記入	勤 務 日 数	・週 日間 ・月 日間 } いずれかに記入
	休 日 (該当項目に○)	月 火 水 木 金 土 日 ・ 不定期 (月に 日)		
	雇 用 契 約 上 の 勤 務 時 間	通常勤務時間 (休憩・残業等を含まない勤務時間) 時 分 ～ 時 分 (実労働 時間 分)		
外 勤 の 方 の み 記 入	就 労 地 (該当項目に✓ をして、「その他」 の場合は下に記入)	□右上の証明者欄と同じ □その他 (以下の「名称」「所在地」「電話」の記入をお願いします) ・名 称 : ・所 在 地 : ・電 話 :		
	時間短縮制度等 就労規則上の時間 短縮を取得してい る場合のみ記入	時間短縮中の勤務時間 時 分 ～ 時 分 (実労働 時間 分) ※日数を減らしている場合は備考欄に記入をお願いします。 (例：就労規則上の日数短縮制度により○年○月○日～○年○月○日まで週○日勤務) ※月 12 日以上、1 日 4 時間以上の就労が保育の必要性を満たす最低要件となります。		
備 考 欄				

提出日 令和 年 月 日

(あて先) 三鷹市長

ここに記載された個人情報は、三鷹市保育所等事務にのみ使用し、他の目的に使用されることはありません。

保 育 所 等 入 所 申 込 変 更 届

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

フリガナ

児童名 _____ (平成・令和 年 月 日生 歳児クラス)

本児童の保育所等入所申込みについては、次のとおり変更します。

【該当年度】 令和 年度

【変更前】

第1希望	
第2希望	
第3希望	
第4希望	

【変更後】

第1希望	
第2希望	
第3希望	
第4希望	

注意：変更後の希望園については、変更しない園を含めすべて記入してください。

また、希望しない場合は、「無し」と記入してください。

令和 年 月 日

（あて先）三鷹市長

ここに記載された個人情報は、三鷹市保育所等事務にのみ使用し、他の目的に使用されることはありません。

保育所等入所（ ☐ 申込取下 ☐ 内定辞退 ） 届

どちらか、または両方に ☒ をつけてください。

- ★申込取下→ 年度内（令和5年3月まで）の選考は対象外となります。保育所への入所を改めて希望する場合は、再度申請が必要です。
- ☆内定辞退→ 内定を辞退しても、翌月からの選考対象から外れることはありません。また、内定を辞退した月の翌月からは不承諾通知書の発行ができません。

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり、保育所等への $\left\{ \begin{array}{l} 1 \text{ 入所申し込みを取り下げます。} \\ 2 \text{ 令和 年 月 入所の内定を辞退します。} \end{array} \right\}$

※どちらか、または両方に○をしてください。

(フリガナ) 児 童 の 氏 名		生 年 月 日	
		平成・令和 年 月 日生	
申込中の保育所名		該当年度	令和 年度
《1 申し込みを取り下げする理由 2 内定を辞退する理由》 (下記 該当するものを○で囲んでください。)			
1 転出			
転出先 (〒)			
転出年月日 (予定) 令和 年 月 日			
2 家庭内保育			
3 その他 (具体的に記載)			

提出日 令和 年 月 日

(あて先) 三鷹市長

ここに記載された個人情報は、三鷹市保育所等事務にのみ使用し、他の目的に使用されることはありません。

育児休業中の方の入所申請変更届

住 所

氏 名

電話番号

フリガナ

児童名 (平成・令和 年 月 日生 歳児クラス)

【変更希望月】

令和 年 月入所選考分より適用

【変更内容】

どちらかに ✓をいれて ください	変更前	変更後	
☐	入所希望なし (育児休業延長希望)	⇒ 入所希望あり	①
☐	入所希望あり	⇒ 入所希望なし (育児休業延長希望)	②

注意点

【①を選択した場合】

育児休業中に保育所の入園が決まった場合、入所月の翌月 1 日までに復職することが入園の条件となります。

【②を選択した場合】

変更希望月より保育所の内定ができることはありません。保育所入所選考対象としていますので、不承諾通知書の発行は可能です。

ただし、年度内に内定辞退した方が、本届をした場合は不承諾通知書の発行はできません。

- この申請書の受付期間は、4 月入所選考（1 次募集）は令和 3 年 11 月 12 日（金）（必着）、4 月入所選考（2 次募集）は令和 4 年 2 月 10 日（木）（必着）まで、令和 4 年 5 月入所選考分以降は、変更希望月の前々月 11 日から、前月 10 日までの受付となります。

〒181-8555 三鷹市野崎 1-1-1 三鷹市 子ども育成課 保育施設係 0422-45-1151（内線 2732）

令和 年 月 日

（あて先）三鷹市長

ここに記載された個人情報は、三鷹市保育所等事務にのみ使用し、他の目的に使用されることはありません。

保 育 所 等 退 所 届

保護者住所

氏 名

電話番号

次のとおり、保育所等の退所について届出します。

(フリガナ) 児 童 の 氏 名		生 年 月 日 平成・令和 年 月 日生
入所中の保育所等名		
退 所 す る 日	令和 年 月 日	
退所する理由（該当するものを○で囲んでください。）		
1 転出 2 家庭内保育 3 継続通園 三鷹市の児童としては退所するが、他市の児童として上記保育園等へ継続して通園します。 転出先自治体にて、継続通園の手続きを速やかに行います。 4 その他（具体的にご記入ください）		

※ 転出先の自治体から継続して三鷹市内の園に通う場合は、必ず転出先自治体での手続きが必要になります。

《転出の場合は、下記に転出先の住所等をご記入ください》

①〒

②TEL

③転出年月日（予定） 令和 年 月 日

〒181-8555 三鷹市 野崎 1-1-1 三鷹市子ども育成課 保育施設係 0422-45-1151（内線 2732）

ここに記載された個人情報は、三鷹市保育所等事務にのみ使用し、他の目的に使用されることはありません。

利 用 者 負 担 額 減 免 申 請 書

令和 年 月 日

（あて先）三 鷹 市 長

申請者 住所

氏名

次のとおり、利用者負担額の減免を申請します。

フリガナ 児童氏名	クラス 年齢	施設名	階層区分	利用者負担月額
				円

減免申請する理由

添付書類（上記理由を証するもの）

（ 保護証明書 ・ 課税証明書 ・ 領収書等 ・ 給料明細 ・ 児童在籍証明書 ）
（ 障害者手帳 ・ その他 ）

〒181-8555 三鷹市野崎 1-1-1 三鷹市子ども育成課 保育施設係 0422-45-1151（内線 2733）

(あて先) 三鷹市長

令和4年4月入所申込者
出産予定での申し込みの方のみ利用

誓 約 書

私は、令和4年4月1日付保育所入所申し込みについて、別紙「保育所等入所申込書」のとおり出産予定として申し込みをするにあたり、以下の事項に同意いたします。

出産予定でお申し込みをされた方について

1. 出生日が令和4年2月4日（金）以降になった場合、令和4年4月1日入所の保育所申し込みについては選考対象外となり、翌月5月1日入所以降から選考対象となります。（保育園の0歳児の受け入れは生後57日目からとなっているため。）
2. 令和4年2月3日（木）までに出生した場合、下記の日時までに出生したことを三鷹市子ども政策部子ども育成課（0422-45-1151 内線2732）まで必ず電話でご一報いただきますようお願いいたします。その上で家庭状況変更確認書と母子手帳の出生日が分かるページのコピー、児童状況書をご提出ください。ご一報がない場合は、令和4年4月1日入所の保育所申し込みは選考対象外となります。

出生の連絡期限：令和4年2月7日（月）まで

（記入日） 令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

(あて先) 三鷹市長

家庭状況変更確認書

ここに記載された個人情報、三鷹市保育所等事務にのみ使用し、他の目的に使用されることはありません。

全 員 記 入	【変更内容】(該当に○をして変更内容を記入してください) ・住所変更(市内で転居 / 市外へ転出) ・世帯変更(下記へ変更内容を具体的に記入してください) ・その他(下記へ変更内容を具体的に記入してください) ※退職した方(転職含)は前職の退職日→令和 年 月 日(父・母)		記入日: 令和 年 月 日	
	【記入欄】		住 所: 三鷹市 丁目 番 号 号室	
			フリガナ 保護者氏名(父): □同居 □別居	
			フリガナ 保護者氏名(母): □同居 □別居	
			連絡先: 自宅 父携帯 母携帯	
			同居祖父母等 無・祖父・祖母・その他()	
フリガナ 児童の名前(1) □同居 □別居		生年月日 平成・令和 年 月 日 (現在 歳クラス)	□在園中 □申込中 ※申込中の場合は第一希望園を記入	
フリガナ 児童の名前(2) □同居 □別居		生年月日 平成・令和 年 月 日 (現在 歳クラス)	□在園中 □申込中 ※申込中の場合は第一希望園を記入	

●世帯の状況に変更があった場合は下記へ記入をお願いいたします。(出産などで同居人が増えた、別居になった等)

世帯状況(上記で記入した世帯員は省略可)			
フリガナ 氏 名	入所児童 との続柄	生 年 月 日	就労状況等 (会社員・パート・学校・保育所等)
1			
2			
3			
4			
5			

●以前、申請した家庭状況に変更がある場合は変更後の状況を下記へ記入してください

変更後の該当 項目に○を付 け、詳細は下 欄にご記入下 さい(求職に なった方は下 欄記入不要)	父の状況	母の状況
	1. 就労形態(自営・外勤・内職) 2. 勤務状況(勤務先・雇用形態・勤務日数・勤務時間・所在地) 3. 疾病 4. 出産 5. 求職(未決・決定) 6. 就学 7. 不存在 8. その他()	1. 就労形態(自営・外勤・内職) 2. 勤務状況(勤務先・雇用形態・勤務日数・勤務時間・所在地) 3. 疾病 4. 出産 5. 求職(未決・決定) 6. 就学 7. 不存在 8. その他()

・お仕事に変更があった方は、在職証明書の提出が必要です。 ・求職中の方は、2か月以内に他の要件(就労等)が必要になります

就 労 等	仕事内容	
	勤務先名称	
	所 在 地	
	電話番号 () 内線	() 内線
	就労年月日 平成・令和 年 月 日	平成・令和 年 月 日
	就労時間 時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分
	通勤時間 時間 分(車 電車 バス 自転車 その他)	時間 分(車 電車 バス 自転車 その他)
就労日数 週 日 定休日(曜日)	週 日 定休日(曜日)	

・疾病の方は診断書、障がい者の方は障害者手帳等の写しの提出が必要です。

疾 病	(疾病・心身障がい・看護・介護) 続柄()	(疾病・心身障がい・看護・介護) 続柄()
心身障がい	病名・障がい名	病名・障がい名
看 護	障害者手帳(有・無) 級(度)	障害者手帳(有・無) 級(度)
介 護	入院(年 月 日~約 ヶ月間)・通院(週・月 回)	入院(年 月 日~約 ヶ月間)・通院(週・月 回)

・出産(予定)の方は母子手帳の写しの提出が必要です。

出 産	出産(予定)日 年 月 日	産休の有・無	年 月 日まで	その後の予定 (職場復帰・求職・その他)
		育休の有・無	年 月 日まで	

・修学中の方は在学証明書とスケジュール表の提出が必要です。

就 学	学校名	父:	登校 日数	父: 週 日・1日 時間
		母:		母: 週 日・1日 時間

・世帯認定の変更により保育料を変更する可能性がありますのでお早めにご連絡ください。証明できる書類の提出が必要です。

不 存 在	理 由	死亡・離婚・別居・未婚・失踪・調停中・その他()
	時 期	年 月 日(ごろ) から

そ の 他 備考	上記以外で児童の保育に欠ける事情などがあればご記入ください。
-------------	--------------------------------

郵送で提出される場合にご利用ください。
(切り取って封筒にお貼りください。)

〒181-8555

三鷹市野崎 1 - 1 - 1

三鷹市役所

子ども政策部子ども育成課

保育施設係 行

(認可保育所申請・追加書類在中)

〒181-8555

三鷹市野崎 1 - 1 - 1

三鷹市役所

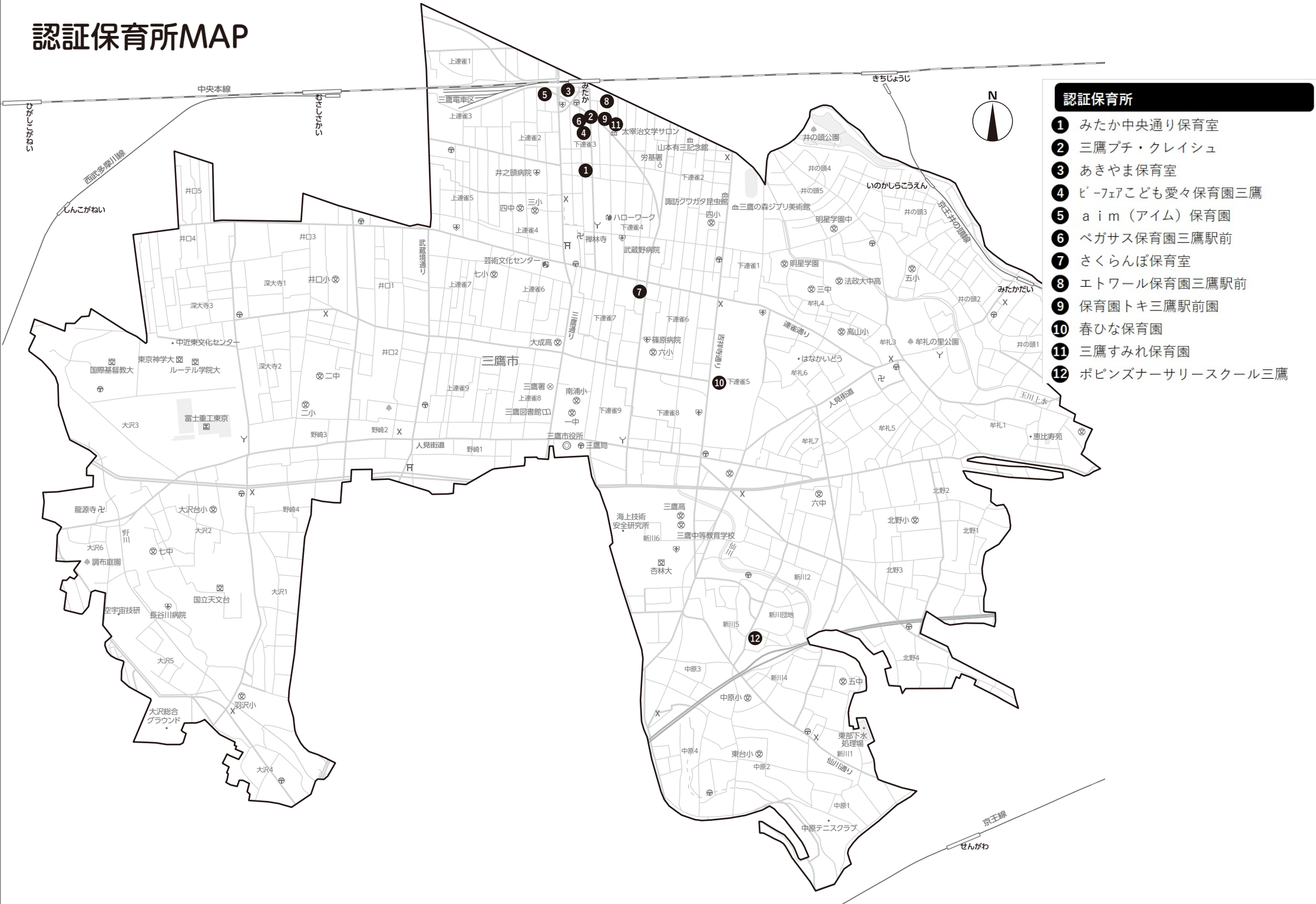
子ども政策部子ども育成課

保育施設係 行

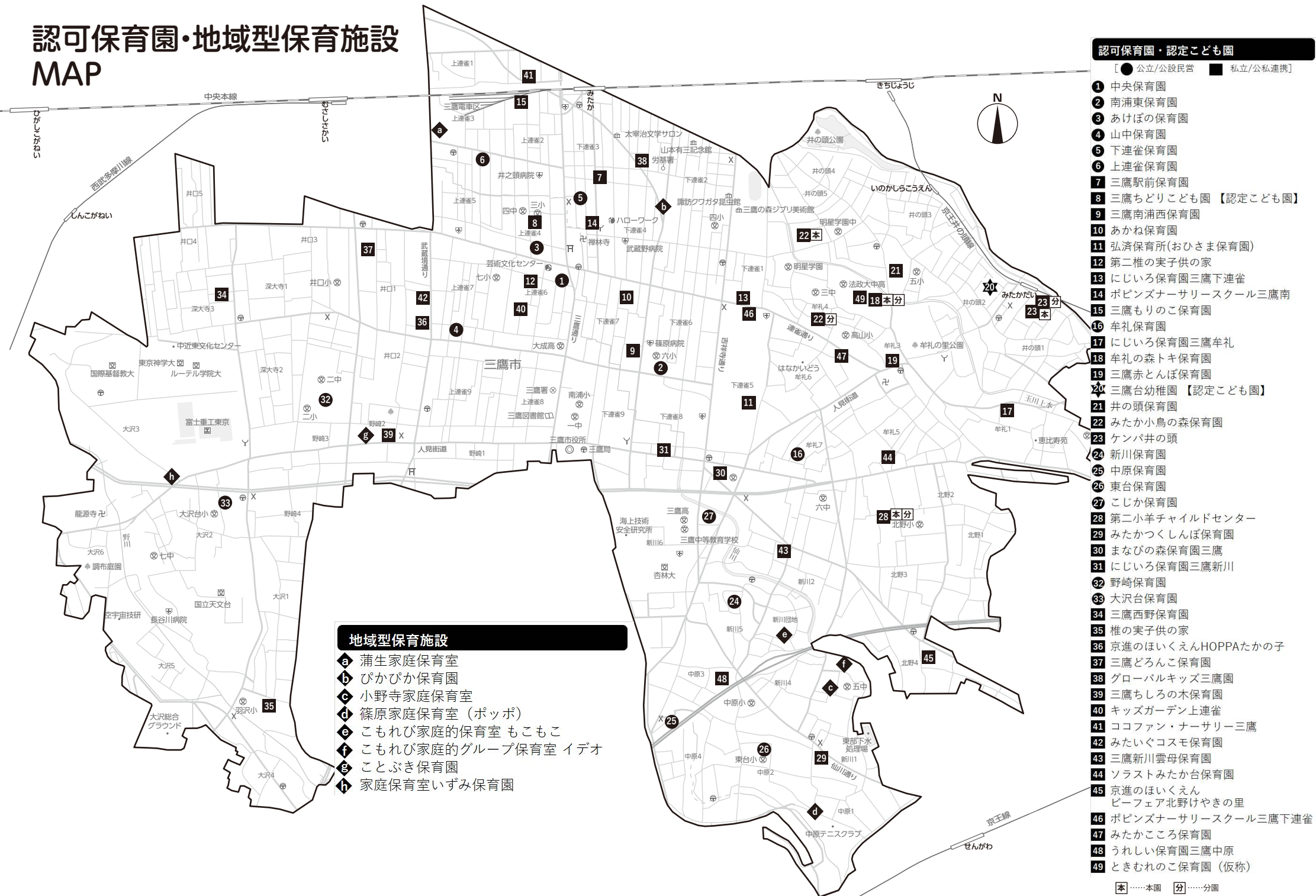
(認可保育所申請・追加書類在中)

《MEMO》

認証保育所MAP



認可保育園・地域型保育施設 MAP



認可保育園・認定こども園

[● 公立/公設民営 ■ 私立/公私連携]

- 1 中央保育園
- 2 南浦東保育園
- 3 あけぼの保育園
- 4 山中保育園
- 5 下連雀保育園
- 6 上連雀保育園
- 7 三鷹駅前保育園
- 8 三鷹ちどりこども園 【認定こども園】
- 9 三鷹南浦西保育園
- 10 あかね保育園
- 11 弘済保育所(おひさま保育園)
- 12 第二椎の実子供の家
- 13 にじろ保育園三鷹下連雀
- 14 ポピンズナーサリースクール三鷹南
- 15 三鷹もりのこ保育園
- 16 牟礼保育園
- 17 にじろ保育園三鷹牟礼
- 18 牟礼の森トキ保育園
- 19 三鷹赤とんぼ保育園
- 20 三鷹台幼稚園 【認定こども園】
- 21 井の頭保育園
- 22 みたか小島の森保育園
- 23 ケンパ井の頭
- 24 新川保育園
- 25 中原保育園
- 26 東台保育園
- 27 こじか保育園
- 28 第二小羊チャイルドセンター
- 29 みたかつくしんぼ保育園
- 30 まなびの森保育園三鷹
- 31 にじろ保育園三鷹新川
- 32 野崎保育園
- 33 大沢台保育園
- 34 三鷹西野保育園
- 35 椎の実子供の家
- 36 京進のほいくえんHOPPAたかの子
- 37 三鷹どろんこ保育園
- 38 グローバルキッズ三鷹園
- 39 三鷹ちしろの木保育園
- 40 キッズガーデン上連雀
- 41 ココファン・ナーサリー三鷹
- 42 みたいぐコスモ保育園
- 43 三鷹新川雲母保育園
- 44 ソラストみたか台保育園
- 45 京進のほいくえん
ビーフェア北野けやきの里
- 46 ポピンズナーサリースクール三鷹下連雀
- 47 みたかこころ保育園
- 48 うれしい保育園三鷹中原
- 49 ときむれのこ保育園(仮称)

〔本〕……本園 〔分〕……分園

地域型保育施設

- a 蒲生家庭保育室
- b ぴかぴか保育園
- c 小野寺家庭保育室
- d 篠原家庭保育室(ポッポ)
- e こもれび家庭的保育室 もこもこ
- f こもれび家庭的グループ保育室 イデオ
- g ことぶき保育園
- h 家庭保育室いずみ保育園